

部 内 限

業務參考資料

年少労働者（児童）労働実態事例集

昭和56年 3 月



労働省婦人少年局

目 次

I 事例調査の概要	1
II 事例調査結果の概要	4
1. 年少労働者と労働条件の概観	4
2. 対象事業場の状況	5
3. 対象事業場（映画業等の事業場を除く。）における年少労働者の状況	5
(1) 年少労働者数とその割合	5
(2) 就労している職種	5
(3) 就・離職状況	5
4. 対象事業場（映画業等の事業場を除く。）における抽出年少労働者の労働条件等 の状況	5
(1) 属 性 等	5
(2) 労働条件等	6
(3) 関連意識	9
5. 対象事業場（映画業等の事業場を除く。）における定時制高校生・通信教育生に 対する措置等の状況	9
(1) 定時制高校生・通信教育生の有無	9
(2) 定時制高校生等に対する通学時間の配慮の有無・種類	9
6. 映画業等の事業場に就労している児童の状況	9
III 事例紹介	10
1. 年少労働者にとって問題である労働条件	11
〔事例1〕 建設業（左官工事業） Y工業所	11
〔事例2〕 建設業（左官工事業） K左官工事株式会社	12
〔事例3〕 建設業（左官工事業） 有限会社M組	13
〔事例4〕 建設業（一般土木建築工事業） T建設	14
〔事例5〕 建設業（左官工事業） 株式会社E組	15
〔事例6〕 製造業（ガラス・同製品製造業） Rガラス製作所	16
〔事例7〕 卸売業，小売業（食堂，レストラン） 有限会社I亭	17
〔事例8〕 卸売業，小売業（菓子・パン小売業） 株式会社S	18
〔事例9〕 卸売業，小売業（料 亭） 株式会社O楼	19
〔事例10〕 卸売業，小売業（菓子・パン小売業） 合資会社K洋菓子舗	20

〔事例11〕	卸売業，小売業（食堂，レストラン）	株式会社S本店	21
〔事例12〕	卸売業，小売業（食堂，レストラン）	有限会社R軒K店	22
〔事例13〕	卸売業，小売業（すし屋）	T寿司T店	23
〔事例14〕	サービス業（美容業）	株式会社G美容室	25
〔事例15〕	サービス業（美容業）	O美容室	26
〔事例16〕	サービス業（美容業）	S美容室	27
2.	年少労働者の特異な就労形態		28
〔事例17〕	サービス業（競輪・競馬等の競技団）	U厩舎	28
〔事例18〕	サービス業（映画制作・配給業）	T株式会社K撮影所	29
3.	年少労働者に対する好ましい福祉措置		31
〔事例19〕	製造業（外衣製造業）		
	Iファッションソーイング株式会社I工場		31
〔事例20〕	製造業（紡績業）	F紡績株式会社	32
〔事例21〕	製造業（織物業）	E織布株式会社	33
〔事例22〕	製造業（その他の食料品製造業）	有限会社N製めん所	34
〔事例23〕	サービス業（洗たく業）		
	Nクリーニング株式会社		35
Ⅳ	集計表		36
Ⅴ	調査表		58
Ⅵ	年少労働保護関係行政年表		66

は　じ　め　に

近年、青少年人口の減少に加えて、高等学校への高い進学率の影響を受けて、15歳以上18歳未満の年少労働者（アルバイト就労の者を除く。）の数は年々少なくなっている。これらの者は、いうまでもなく、精神的にも肉体的にも未成熟の時期に職業に就き、心身の成長の著しい過程において勤労に従事するものであるため、労働基準法においては、特に「年少労働者」と呼んで、一般の労働者と異なる保護を加えている。したがって、これら保護を加えるべき者が量的に減少はしていても、最近の就業構造の変化に伴うこれら年少労働者の就労形態等の多様化が進行する中で、年少労働者の保護を必要とする新たな実態が生じていたり、重要な問題が埋没したりしていることがあるとすれば、それらに対処する必要があることは当然といえよう。

以上のような問題意識から、「国際児童年」に当たる昭和54年に、全国の婦人少年室を通じて「年少労働者（児童）労働実態事例調査」を行い、児童を含む年少労働者の就労実態を不十分ながらは握し、その結果をもとに今後の行政遂行に当たり留意すべき問題点や問題分野を明らかにするように努めた。この事例集はそれらを典型的に現している事例をまとめ紹介することとしたものである。

なお、労働力調査によれば、全国の年少労働者数は約24万人（昭和54年）であり、多数の事業場の中からそれら年少労働者を雇用している事業場をは握するのは必ずしも容易でないということもあったので、調査対象産業を年少労働者が多いと考えられる産業に限定し、更にその中から一定の産業分野を特掲して調査している。行政関係者の十分なる御理解の上に、この事例集の活用をお願いしたい。

昭和56年 3 月

労働省婦人少年局長

I 事例調査の概要

1 調査目的

昭和54年(1979年)が国連総会において決議された国際児童年であることにかんがみ、児童の保護、福祉の充実に関する諸事業を進める一環として、児童を含む年少労働者の労働の実態を総合的かつ統一的には握することとし、最近の就業構造の変化に伴い、労働者の就労形態や労働条件の多様化が進行しているものと考えられる状況の下で、特異な事例に留意しつつ、その実態のは握を行うことにより、年少労働者の保護及び福祉対策の充実に資することとしたものである。

2 調査対象

(1) 産業

イ 建設業 ロ 製造業 ハ 卸売業、小売業
ニ 運輸・通信業 ホ サービス業

(2) 事業場

(1)に掲げる産業に属し、児童を含む満18才未満の年少労働者(アルバイト就労の学童・生徒を除く。ただし、ラジオ・テレビ等に出演する満15歳未満の学童・生徒を含む。)を雇用する民営事業場の中から、別紙「事業場及び年少労働者のうち、調査対象者の選定に当たって留意すべき事項」(編注-3-3ページ参照)に従い、各婦人少年室長が選定した約300事業場。

(3) 年少労働者

(2)に掲げる事業場に雇用される児童を含む満18歳未満の年少労働者(アルバイト就労の学童・生徒を除く。ただし、ラジオ・テレビ等に出演する満15歳未満の学童・生徒を含む。)の中から、任意に選定した者約500人。

3 実情聴取事項

(1) 事業場に関する基本的事項

イ 事業場の概要(産業、規模、就業規則等)
ロ 労働者数、年少労働者数
ハ 年少労働者の就労職種、就・離職状況、居住状況

(2) 年少労働者に関する基本的事項

イ 年少労働者の属性(性、年齢、学歴、居住状況、通勤時間、通学等の状況)
ロ 年少労働者の就職時期等、就職経路、就職前の状況、転職回数

ハ 仕事の内容

(3) 就労形態、労働条件の実情

イ 労働契約等

ロ 労働時間、休日、年次有給休暇、時間外労働、深夜業、休日労働等

ハ 危険有害業務、安全衛生教育、健康診断

ニ 賃 金

(4) そ の 他

イ 賃金の使途

ロ 勤労青少年ホームの認識と利用状況

ハ 将来の希望

(5) 勤労青少年福祉法に基づく福祉措置

4 調査対象期日

事例調査実施日現在とする。ただし、聴取事項によっては、調査実施日の前月1か月間又は昭和53年1月1日から12月31日までの1年間とする。

5 調査実施期間

昭和54年8月から10月

6 調査機関

労働省婦人少年局 —— 婦人少年室

別 紙

事業場及び年少労働者のうち調査対象者の
選定に当たって留意すべき事項

各婦人少年室は、次の8区分のうち、1～7までの中から任意に3区分を選定し、当該区分ごとに2事業場合計6事業場を選定する。ただし、7都府県の室（東京・神奈川・愛知・京都・大阪・兵庫及び福岡）においては、区分8を加えて、4区分8事業場とする。

年少労働者は1事業場当たり1人又は2人（2人以上を雇用する場合）とする。

区 分	例
1. 建 設 業	大工工事業、左管工事業、土木工事業、管工事業、塗装工事業
2. 製 造 業	繊維工業、自動車・同附属品製造業
3. 卸売業、小売業 （区分4を除く。）	百貨店、スーパーマーケット、コンビニエンスストア、 ガソリンスタンド
4. 飲 食 店	食堂、レストラン、すし屋、ビヤホール、喫茶店、スナック、 ドライブイン、ファーストフーズショップ、ディスコテーク
5. 運 輸 ・ 通 信 業	道路貨物運送業、こん包業
6. サ ー ビ ス 業 （区分8を除く。）	クリーニング業、理容業、美容業、病院、診療所
7. 娯 楽 業 （区分8を除く。）	ゴルフ場、競馬厩舎
8. 映画業、娯楽業、 放送業、広告業	劇団、プロダクション、子役、マネキン、CMタレント

Ⅱ 事例調査結果の概要

1 年少労働者と労働条件の概観

(1) 住込みがかなり多い。

年少労働者は、親元を離れている者が 64 % と多く、その 7 割弱は寄宿舍・寮等に居住し、3 割弱が住込みである（総数の 17 %）。住込みは事業主と生活を共にすることから、余暇時間の利用等の面で問題がみられる。

(2) 定時制高校等への通学等が多い。

調査対象が 18 歳未満の年少労働者のため、学歴は中学卒が 85 %、高校中退 5 %、その他が 10 % であるが、定時制高校・職業訓練校等に通学している者が 48 % に達している。

(3) 縁故就労がかなり多い。

就労経路としては、公共職業安定所の紹介が 42 %、学校の紹介が 34 % であるが、新規中卒者が多い（3-(3)参照）にもかかわらず、縁故、知人等の紹介が 20 % ある。

なお、縁故就労した者には、両親のいない者、知能の遅れた者等を事業主が頼まれて預かるケースがある。

(4) 徒弟制度の名残りが強い。

技能見習い（大工、左官、調理師等）に共通する問題としては、旧来からの徒弟制度の名残りともみられる労務管理が根強く残っており、労働時間、休日の面で労働基準法に抵触するとみられる問題がみられ、また余暇に対する事業主の認識不足等、年少労働者に対する配慮の欠如が多くのケースにみられる。

また、年少労働者自身も早く 1 人前になりたいという意識があり、技能修得中であるということと自ら時間外労働をすることなどにより、余暇活動に対し消極的な傾向がみられる。

(5) 仕事の態様が労働条件に対して強く影響している。

建設業では、屋外作業のために天候や季節的な障害（積雪等）等の影響を受け、作業が時期的に集中して行われることが多く、年少労働者に対しても労働時間の延長や休日労働が行われるケースが多い。また、年少労働者に対し特別の配慮がなされていない理由の一つには、作業現場が転々と変わり、中には遠距離であるために送迎のマイクロバス等の合乗りとなり、年少労働者だけを先に帰すことはできない等の事情もみられる。

(6) 労働時間、休日等に問題がみられる。

年少労働者の労働条件は、「労働時間」、「休日」、「年齢証明」、「健康診断」等法規定に抵触するとみられるものがかかなりみられ、特に建設業や卸売業、小売業、サービス業に問題が多くみら

れる。

2 対象事業場の状況

対象事業場は、各婦人少年室が指示区分の範囲内で任意に選定したので、サービス業 79 事業場、製造業 78 事業場、卸売業、小売業 70 事業場、建設業 58 事業場、運輸・通信業 3 事業場となり、合計 288 事業場である。なお、このほか、サービス業の中の映画業、娯楽業、放送業、広告業の 7 事業場があるが、これらの事業場において就労する児童は、報酬を得ていても一般の年少労働者とは著しく就労形態等を異にしているので、これらの事業場と児童は別個に扱うこととした。(第 1 表)

3 対象事業場(映画業等の事業場を除く。)における年少労働者の状況

(1) 年少労働者数とその割合

対象事業場(288 事業場)における年少労働者数は 2,166 人で総労働者数(29,718 人)の 7.3 % を占めている。建設業(13.0%)とサービス業(11.0%)の事業場でその割合が高い。(第 2 表)。

(2) 就労している職種

年少労働者が就労している職種総数は 75 職種であり、製造業(46 職種)が最も多い。(第 3 表)。

なお、これらの職種については、従来から年少労働者の職種として定着しているものでは、①建設業の大工見習、左官見習、サービス業の調理師見習、看護婦見習、美容師見習など、技能修得を兼ねた職種(この対象者の中には職業訓練法第 24 条第 1 項の事業内訓練中の者も含まれる。)、②卸売業・小売業の販売員、ウェイトレスなど比較的軽易な職種、③製造業の機械工、組立工、精紡工など製造工程の職種などであり、特異な職種としては、結婚式場の巫女、重機運転助手、ガラス製品成型工、競走馬飼育などがある。

(3) 就・離職状況

昭和 53 年の 1 年間に就職した年少労働者は 1,415 人で、新規中卒者が 71.6 % を占める。また、同期間に離職した年少労働者は 605 人で、3 か月未満の勤続で離職した者が 28.1 %、1 年未満の勤続で離職した者が 59.8 % である。(第 4 表)

4 対象事業場(映画業等の事業場を除く。)における抽出年少労働者の労働条件等の状況

(3 の(1)の年少労働者 2,166 人のうち、1 事業場当たり 1 人(年少労働者が 2 人以上いる場合は 2 人)の年少労働者を抽出し、合計 475 人について労働条件等の詳細を調べた結果である。)

(1) 属性等

イ 性

年少労働者 475 人のうち、男子は 254 人(53.5%)、女子は 221 人(46.5%)であり、男子は

建設業、卸売業、小売業に、女子はサービス業、製造業に多い。(第5表)

ロ 学 歴

中卒者が406人(85.5%)、高校中退が22人(4.6%)である。(第5表)

ハ 居住状況

「親元を離れている」者が303人(63.8%)で、うち「寄宿舍・寮」にいる者210人(69.3%)、「住込み」の者81人(26.7%)である。「寄宿舍・寮」で生活する者は製造業、サービス業に多く、「住込み」で生活する者は建設業、サービス業に多い。(第5表)

ニ 片道の通勤時間

「30分まで」の者が415人(87.4%)で最も多く、「1時間30分を超える」者はいない。
(第5表)

ホ 通学等の状況

通学等をしている者が228人(48.0%)いる。うち定時制高校は113人(49.6%)、通信教育41人、専修学校等40人、職業訓練校39人である。(第5表)

ヘ 勤続年数

1年未満の者が307人(64.7%)である。2年以上3年未満の者は製造業に多い。(第6表)

ト 就職経路

公共職業安定所の紹介による者が201人(42.3%)、学校の紹介による者が162人(34.1%)、縁故・知人の紹介による者が96人(20.2%)である。(第7表)

チ 就職前の状況

当該事業場に入る直前「学校に通っていた」者が435人(91.6%)、「他の事業場で働いていた」者が34人(7.2%)である。(第8表)

リ 転職回数

転職経験のある者が36人(7.6%)いる。うち卸売業、小売業に従事している者が13人(36.1%)で、最も多い。(第9表)

(2) 労働条件等

イ 労働契約等

(イ) 労働条件の明示の有無及び労働契約の方法

労働条件の明示が「なし」と答えた者22人(4.6%)、「一部あり」と答えた者44人(9.3%)であり、これらの者はサービス業、建設業に多い。また、労働契約の方法は「口頭」と答えた者が273人(57.5%)で、サービス業、卸売業、小売業に多い。(第10表)

(ロ) 事業場における年齢証明書の備付け状況

年齢証明書を備え付けていない事業場は100所(34.7%)あり、卸売業、小売業、サービス

業、建設業に多い。(第11表)

ロ 労働時間等

(イ) 就業形態

「就業時間(帯)が一定していない」と答えた者が38人(8.0%)おり、「交替制」と答えた者が80人(16.8%)いる。(第12表)

(ロ) 所定労働時間

8時間を超える者が93人(19.6%)いる。うちサービス業は43人、卸売業、小売業は29人である。(第13表)

(ハ) 休憩時間

「いっせいに休憩する」者は273人(57.5%)で、「交替で休憩する」者は176人(37.1%)である。また、「交替で休憩する」者は、卸売業、小売業、サービス業に多い。

法定基準を下回る休憩時間をとっている者は、「いっせいに休憩」で15人(5.5%)、「交替で休憩」で20人(11.4%)である。(第14表)

ハ 休 日

(イ) 週休制の形態

週休2日制の適用を受けている者が117人(24.6%)おり、うち月1回の形態をとる者が51人(43.6%)いる。年少労働者が多い製造業では140人のうち72人(51.4%)が何らかの形で週休2日制の適用を受けている。(第15表)

(ロ) 祝・祭日の状況

祝・祭日について、「休みなし」の者と「ほとんど休み及び一部休み」の者とが約半数ずつである。「休みなし」の者は卸売業、小売業及び建設業に多く、「ほとんど休み」の者は製造業に多い(63.6%)。(第16表)

ニ 年次有給休暇

(イ) 請求可能日数(昭和53年1年間)

昭和53年12月31日以前に就職していた者169人のうち、勤続年数1年未満の者で、1日以上請求可能な者が38人、法定基準どおり0日の者が25人いる。勤続年数が1年以上2年未満の者では法定要件を満たしていないため請求権が発生していない者が2人、法定基準どおり6日の者が16人、法定基準を上回り7日以上請求可能な者が19人である。

1人平均休暇日数は6.6日である。(第17表の1)

(ロ) 年次有給休暇の利用状況(昭和53年1年間)

年次有給休暇の1人平均利用日数は2.2日である。また、年次有給休暇利用率の平均は33.3%で、サービス業の利用率は平均の約半分(15.8%)である。(第17表の2)

ホ 時間外労働・深夜業・休日労働

(イ) 法定時間外労働の有無（前月1か月間）

残業をした者が151人（31.8％）いるが、大部分は1日平均2時間以下である。残業日数の多い者は、卸売業、小売業に多い。（第18表）

(ロ) 深夜業の有無

深夜業をした者が24人（5.1％）いる。卸売業、小売業で11人、サービス業で10人である。（第19表）

(ハ) 休日労働の有無（前月1か月間）

休日労働をした者が53人（11.2％）おり、うち2日以上行った者も28人いる。建設業で26人、サービス業で13人である。（第20表）

ヘ 危険有害業務

危険有害業務とみられる業務に年少労働者が従事している事業場は、288事業場のうち35事業場（うち職業訓練生のいる事業場は10）である。

なお、危険有害業務と見られる業務は、第21表のとおりである。

ト 安全衛生教育の有無

安全衛生教育を「受けない」者が228人（48.0％）いる。特に安全衛生教育が必要な建設業で「受けない」と答えた者の割合が高い。（第22表）

チ 健康診断の有無

採用時に必要な健康診断を受けていない者が239人（50.3％）おり、建設業でその割合が高い（70.5％）。また、採用後の定期健康診断を受けていない者が209人（44.0％）おり、採用時についてと同じく建設業でその割合が高い。（第23表）

リ 賃金

(イ) 中学卒初任給（昭和54年）

中学卒初任給は全国平均男子7万5,400円及び女子6万9,800円であるが、本調査の対象事業場では、6万円以上7万円未満の事業場が最も多く（117所）、次いで7万円以上8万円未満の事業場が多い（79所）。最高額は建設業の事業場の125,000円、最低額は卸売業、小売業の事業場の（住込み）35,000円である。

(ロ) 賃金の使途

親元居住者のうち、賃金を「家計に入れる」者が143人（83.1％）、賃金の「一部を貯金」している者が127人（73.8％）である（ただし、多答回答）。親元を離れている者では、「親に送り」をしている者が52人（17.2％）いる。第25表

(3) 関連意識

イ 勤労青少年ホームの認識と利用状況

勤労青少年ホームの存在を「知っている」者が、101人(21.3%)いるが、そのうち、ホームを「利用している」者は7人(総数の1.5%)である。(第26表)

ロ 将来の希望

今の事業場を「いずれはやめたい」者が197人(41.5%)、「今の事業場で今後も働きたい」者が179人(37.7%)、「わからない」者が99人(20.8%)いる。建設業においてのみ、今の事業場で「今後も働きたい」者が「いずれはやめたい」者より多い。

今の事業場を「いずれはやめたい」者(197人)のうち、退職後の方針は、「自立したい」者78人(39.6%)、「他の事業場へ変わりたい」者62人(31.5%)、「進学したい」者21人(10.7%)である。

今の事業場で「今後も働きたい」者179人のうち、「地位よりも仕事の専門家になりたい」と思っている者94人(52.5%)、「何も考えていない」者67人(37.4%)である。(第27表)

5 対象事業場(映画業等の事業場を除く。)における定時制高校生・通信教育生に対する措置等の状況

(1) 定時制高校生・通信教育生の有無

定時制高校生・通信教育生が「あり」の事業場が160所(55.6%)ある。サービス業と製造業でその割合が高く、卸売業、小売業でその割合が低い。(第28表)

(2) 定時制高校生等に対する通学時間の配慮の有無・種類

定時制高校生・通信教育生が「あり」の事業場(160所)のうち、通学時間の確保について何らかの「配慮あり」の事業場は127事業場(79.4%)である。

「配慮あり」の内訳(多答回答)は、「学校行事に対する配慮」が95事業場(59.4%)で最も多く、次いで「労働時間短縮等の配慮」が85事業場(53.1%)であり、「企業内奨学金制度あり」は14事業場(8.8%)である。(第29表)

6 映画業等の事業場に就労している児童の状況

映画業、娯楽業、放送業、広告業の事業場に対する調査は、4婦人少年室において実施され、7事業場、12人の児童が抽出された。これら児童は、劇団等の子役、タレントでありそのほとんどが修学時間外のアルバイトであり、拘束時間も2時間程度であるが、中には売れっ子のタレントで拘束17時間という者もある。

Ⅱ 事例紹介

(注) 「年少労働者にとって問題である労働条件」に掲げた事例１～１６の各事例の「２.就労状況」においては、労働条件に強く影響していると考えられる当該事業場の業務形態を明らかにするように努めてある。

1 年少労働者にとって問題である労働条件

【 事 例 1 】

1. 事業場の概要

- (1) 事業場名 Y工業所（青森）
- (2) 産業名 建設業（左官工事業）
- (3) 労働者数（うち年少労働者数） 14人（男子3人）
- (4) 年少労働者の職種（作業内容） 左 官（モルタル塗り、モルタル材料の混合作業等）
- (5) その他 この企業は、主に、県内大手建設会社の左官工事の下請であるが、個人の注文にも応じている。

2. 就 労 状 況

- 5月から11月までの間は週休制が守られず、また、定休日は月2回だけで、あとは雨天日を休日としている。これは、冬季間には降雪のため屋外での作業ができる日が少ないという青森県地方の特殊性から必然的に上記期間に仕事が集中するためである。
- 年次有給休暇の付与が不明確である。正月・盆には勤続年数に関係なく休みを与えている。また、年少労働者自身に事情があって休業する場合には欠勤扱いとはならないが、年次有給休暇に対する事業主の認識がない。
- 現場によっては高さ5メートル以上の箇所で、墜落により労働者が危害を受けるおそれのあるところで作業をすることがある。

3. 年少労働者の特性

中学校卒業と同時に就職し、事業主宅へ全員が住み込んでいる。

また、年少労働者の福祉に対する事業主の意見としては、仕事を覚える期間は特別の福祉対策は不必要であり、勤労青少年ホームにしても高卒程度の理性ある青少年にとってはプラスの施設であるだろうが中卒者にとってはマイナスの影響の方が多く、昔と違って現在の中卒はレベルが低く、特に異性交遊は脱落の大きな原因となる、ということである。

4. 室 長 所 見

年少労働者の場合、技術を身につけるために働く者が多く、職人気質の事業主の下では年少労働者の生活面や技術向上面に配慮はあっても労働基準法遵守については零細企業になればなるほど徹底していない。特に土木建築業については健康、安全等が主に考慮されるべきものと思われる。また、労働時間、休日については個別指導のほか業種全体に何らかの啓発が更になされていかなければと思料する。

【 事 例 2 】

1. 事業場の概要

- (1) 事業場名 K左官工事株式会社（兵庫）
- (2) 産 業 名 建 設 業（左官工事業）
- (3) 労働者数（うち年少労働者数） 18人（男子2人）
- (4) 年少労働者の職種（作業内容） 左 官（左官見習）

2. 就 労 状 況

- 年次有給休暇は、入社後6か月以上の者に対し4日間与えられるが勤続年数に応じて増えることはない。これは、左官工事が天候（雨）に左右され、雨のため仕事のできない日は休業となり、出勤する必要もない（無給）ので年次有給休暇を5日以上与える必要はないという事業主の考え方に基づくものである。
- 急ぎの仕事がある場合は休日労働（月1回程度）もある。

3. 年少労働者の特性

2人とも、買金のほとんど（80％～95％）を家計に入れ一家の経済の柱として頑張っている。うち1人は病弱の両親と弟2人を抱え、中学3年生の弟を高校へ進学させたいという堅実な少年である。

また、年少労働者の福祉に対する事業主の意見としては、まじめに働く若者の健全な成長を願っているが小企業では独自の福祉措置はとれない、ということである。

4. 室 長 所 見

日給月給制で、収入が天候（雨）に左右される業種であり、このような業界における年次有給休暇についての指導の困難さを感じた。

【 事 例 3 】

1. 事業場の概要

- (1) 事業場名 有限会社M組（鳥取）
- (2) 産業名 建設業（左官工事業）
- (3) 労働者数（うち年少労働者数） 29人（男子2人）
- (4) 年少労働者の職種（作業内容） 左官見習（左官工程の初歩的作業、下塗り）
- (5) その他 労働者の平均年齢は51歳と高く、平均勤続年数は7.5年であるが、年少労働者の出入りは激しく1～2年続けばよしとされている。

2. 就 労 状 況

- 左官、タイム張りの作業は、実際には3～4人がチームを編成し、遠隔の現場に出向いて工事をする業種であり、また天候に左右される業種であるため就労形態が変則的になる（規定による就労時間は始業時刻が8時で終業時刻が17時とあり、休憩60分を途中一斉にとるという形である）。時間外労働も恒常化している。また、工事の進ちょく状況により休日（週1日）に出勤し休日労働をすることもある。

3. 年少労働者の特性

- 知的に低い者や少年院の保護観察中の者を採用している。社会一般の当業種に対する偏見が根強く、質の良い年少労働者が集まらないためだという。
- 一人前になるのに5年位の経験を求められる職種であるため、根気強さと仕事に対する情熱感が重視されるが、年少労働者は技能向上に対する関心が極端に薄いところに問題があるように思われる。
- 経験2～3年の者を高賃金で引き抜く業者があり、事業場を離れた現場では特に監督が行き届かぬこともあって、事業主は意外に引き抜きに神経を使っているようである。

4. 室 長 所 見

建設業に共通する変則的な就労形態であり、そのため年少労働者の職業生活上種々問題があるにもかかわらず、事業主はそのことに無関心で当然のごとく年少労働者を一般労働者と同じく扱っている。この就労形態適正化のためには長期戦で臨み是正を図らねばならない業種である。

【 事 例 4 】

1. 事業場の概要

- (1) 事業場名 T 建設（長崎）
- (2) 産 業 名 建設業（一般土木建築工事業）
- (3) 労働者数（うち年少労働者数） 5人（男子3人）
- (4) 年少労働者の職種（作業内容） 大工見習（一般建築の全般的なものの見習）

2. 就 労 状 況

年少労働者は事業主や兄弟子の指示に従い建築現場で働いているが、工事の進ちょく状況及び天候状態等を理由に、長時間労働を余儀なくさせられている状態である。事業場側も、労働基準法の遵守は必要と認めながら、この種の零細企業においては、年少労働者の雇用に当たって、成人労働者と区別して就労させることは困難であり、事業が成り立たないという考え方が強く、また、年少労働者もこれを当然と考えているようである。

問題点は以下のとおり。

- 労働時間…………… 始、終業時刻は一定しないがおおむね8時～18時で通常労働時間は平均9時間である。1日の最長労働時間は13時間である。
- 休日及び休日労働 …………… 1か月2回の休日となっているが、その休日でも仕事のできない日を休日に当てており、しかも休日がとれない場合でも、必ずしも振り替え休日がとれるとは限らない。
- 年次有給休暇 …………… 年次有給休暇の定めがなく単に正月・盆の帰省について有給休暇としているにすぎず、労働基準法の趣旨にあった制度とはなっていない。

3. 年少労働者の特性

年少労働者（男子、中卒者の平均年齢 17 歳）は、いずれも事業主の住居に住み込み（10畳5人）いわゆる大工見習として技術を習得しつつ就労している。

また、事業主の意見として、年少労働者は労働時間の制限があるので採用はしたくないが、縁故等により、やむを得ず採用したとのことである。

4. 室 長 所 見

一般に個人で建設業をしている事業主は、1日は日の出から日没までという考え方であり、通常1～2時間程度の労働時間の延長は格別問題となるべきこととは思っていないようである。一人前の建築工となるためには早くても3～5年間の修業を要するといわれており、いわゆる徒弟制度的な慣習が残存しているこの産業では、その間の労務管理や労働条件については十分指導する必要があると思われる。

【 事 例 5 】

1. 事業場の概要

- (1) 事業場名 株式会社E組（大分）
- (2) 産業名 建設業（左官工事業）
- (3) 労働者数（うち年少労働者数） 34人（男子6人）
- (4) 年少労働者の職種（作業内容） 左官（左官助手、見習い）

2. 就 労 状 況

- 採用時、労働条件（賃金、休日、労働時間、寮費等）について明示されていない。
- 現場の仕事の進み具合によっては所定労働時間を超えて働いており、また、マイクロバスによって全員一緒に行動しているので、全員が仕事を終わるまで拘束されている。
- 工期が迫っている場合、日曜日に強制的に働かされる。
- 訓練生は、技能修得の名目で高さ5メートル以上で、墜落により労働者が危害を受けるおそれのある危険な足場で働いている。
- 年次有給休暇が与えられるべき者に全く与えられていない。すなわち、1年以上継続勤務し、全労働日の8割以上出勤している者に有給休暇が与えられず、休んだ日数分は日給月給制であるため給料より差し引きされる。

3. 年少労働者の特性

年少労働者は、全員寮生活で、特殊学級や養護学校から採用されているためか、自己の労働条件について詳しく知らず、知識に乏しい。また、社会性に乏しく、給料をもらっても貯金や衣料品を購入する程度で、社会とのかかわりも非常に狭い。

また、事業主の意見として、一人前の左官となるためには体の柔軟な15・16歳ごろから始めなければならない、後継者づくりを目的として仕事には厳しいが、逆に福利厚生には力を入れている、とのことである。

4. 室 長 所 見

従来の徒弟意識が強く浅く残っており、技能を修得させるため年少労働者の保護が軽んじられている。特に、当事業場のような身心障害者を雇用する事業主には行政のち密な指導が必要である。

【 事 例 6 】

1. 事業場の概要

- (1) 事業場名 Rガラス製作所（沖縄）
- (2) 産 業 名 製 造 業（ガラス・同製品製造業）
- (3) 労働者数（うち年少労働者数） 27人（男子5人）
- (4) 年少労働者の職種（作業内容） ガラス製品成形工（民芸ガラス製品の製作作業）
- (5) その他 花びんその他のびん類、造花、飾り物、水差し、グラス等の製品に対し、復帰前は米国人の需要が高かったが、最近は沖縄の伝統工芸品として観光客への販売が増えつつある。

2. 就 労 状 況

- 溶解窯からの熱で作業場内が45℃もあり危険有害業務に該当する。製品は熱いうちに仕上げねばならず、時間の制約が強く常にやけどの恐れがあり、精神の緊張が伴う。また、鉄棒からガラスを切り落とす（ボンテンする）作業中、しばしばガラスの割れ片が当たり、小さなやけどがたびたび起こる。
- 休日（週休1日制）は、休んでもよし、出てきてもよしで自由（あいまい）に扱っているため、年少労働者も出てきており、月2回の休日労働をしている。

3. 年少労働者の特性

勤続年数が比較的短かく1～2年でやめていく。県内にはあまりいい職場がないため職業選択の希望はかなり困難で、多少仕事がつくても当分は続けることになる。

年少労働者の雇用情勢については、沖縄では最近失業者が多く、以前より雇入れがたやすくなったと事業主が述べている。

4. 室 長 所 見

県内の求人状況は厳しく、年少労働者に適切な職場や職種は得がたいので、多少危険が伴っても働かねばならない状況下にある。

【 事 例 7 】

1. 事業場の概要

- (1) 事業場名 有限会社I亭（岩手）
- (2) 産 業 名 卸売業、小売業（食堂、レストラン）
- (3) 労働者数（うち年少労働者数） 28人（男子5人、女子3人 計8人）
- (4) 年少労働者の職種（作業内容） 調理人見習（盛り付け、調理手伝、出前持ち、皿洗い）

2. 就 労 状 況

労働基準監督署に届け出ている就業規則は法令協会作成の見本通りの内容を盛り込んでいるが、実態はおよそ就業規則とかけ離れたものであり、次のとおりである。

- 労働時間は、営業時間に合わせた9時～21時（休憩60分）の11時間であり、休日は、定休日 が月3回で、3日間の休日は確保されているが、他の1回は交替制としており、先輩が休まないで 年少労働者も休めない。
- 年次有給休暇については、年少労働者に農村出身者が多いため農繁期に恩恵的に有給休暇が与えら れるか、また、本人が病気等の場合に与えられるにすぎず、余暇目的等の本人請求はほとんどない。
- 1か月の賃金を単純にその月の就労日数で割り出した日額は、最低賃金額をかるうじて上回る程度 で、残業手当はほとんど払われていない。

3. 年少労働者の特性

- 新規中卒者で農村出身者が主に採用されており、労働者は同一条件でないと公平を欠くという事業 主の方針により、定時制高校・通信教育・各種学校等を希望するものは雇い入れないということであ る。同じ方針により有配偶者以外は全員住込みを条件とされている。
- 事業主は、年少労働者に対し若い時の苦勞はよいとし、5年位は辛抱することが大事と教えている。 規律よい生活によって、酒を飲んだり、タバコをすったり、非行化する者もないといっている。
- また、離職した年少労働者について、事業主は中学教師が転職を勧めたものとみている。

4. 室 長 所 見

事業主は、主として農村出身の中卒男女を雇用しており、男子は一応将来板前として自立することを 目的としていると見なし対応している。そのため、通常の労働時間より拘束を長くしたり、可能な限り 住込みにさせ、私生活の面も律しようとしているが、これらすべてが本人のためでもあるという考え方 のようである。技術修得を中心とした発想は、一人前の板前を目指す男子には該当しても、主として皿 洗いなどの単純肉体労働に従事する女子には当てはまらず、週休制等の無視も結局は、過重労働を正当 化するための口実と思える面があり、年少労働者の保護という観点から問題がある。ただし、事業主の 責任という面から誘惑に対する抵抗力の弱い若年層に自由時間を与えることは、プライバシーとの兼ね 合いで難しい問題のように思われ、事業主共通の悩みのようである。

【 事 例 8 】

1. 事業場の概要

- (1) 事業場名 株式会社 S (秋田)
- (2) 産 業 名 卸売業, 小売業 (菓子・パン小売業)
- (3) 労働者数(うち年少労働者数) 16人(男子2人)
- (4) 年少労働者の職種(作業内容) 製菓見習工(ようかん用の“あん”合わせ、“りんごもち”のもち作り、ケーキのスポンジ作り等)
- (5) その他 労働者16人の小さな事業場ではあるが、市内の同業者としてはごく普通の事業場規模である。男子の場合、若年者は今年中卒入社の2名と定時制4年に通学している1名の計3名で、他は勤続年数26年を最高に経験豊かな技能者である。女子は市内デパートへの派遣店員3名、本店での包装、箱詰め作業員6名で構成されている。どちらかといえば家族的な雰囲気職場である。作っているものは和・洋菓子であり、見込み生産が主なので作業量は比較的一定しているが、特注があったり、年末・お盆・3月が繁忙期である。

2. 就 労 状 況

- 1か月(8月20日～9月20日)のうち6日、10.75時間の時間外労働があり、労働基準法第60条第3項に規定されている他の労働日を短縮する措置を講じていなかったものである。
なお、時間外労働をさせている理由としては、
 - (1) 製菓に従事している労働者は限定されており、年少労働者でも一応部署の責任を持ってやっている関係上、そこだけ早く終了させることができないこと。
 - (2) 年少労働者自身が特別扱いを受けることで逆に肩身の狭い思いをすることにつながるとして、他の労働者と同様に仕事に従事することを希望している。
 - (3) 当該年少労働者の場合は、特に住込みという条件もあって他の労働者と同一に扱っている。

3. 年少労働者の特性

- 新規中卒で入社した者は2名おり、1名は親元から通勤し、もう1名は住込み(4.5畳1人)で働いている。
- 年少労働者の雇用に関する事業主の意見としては、中卒者の絶対数の不足は労働力の質の低下となりやすく、なかなか良質の労働力が得られないのが現状であり、希望者があれば高卒に変えたいとのことである。

4. 室 長 所 見

人数の少ない職場であればあるほど労働者1人の占める重要性が高く、その点年少労働者と言えども、職場になくってはならぬ存在として位置付けられていることは若い人にとっても好ましい状況といえよう。ただ、このような小規模の職場であると1人の重みが高い故に逆に特別措置がスムーズにいかないという問題もあるように思われた。

【 事 例 9 】

1. 事業場の概要

- (1) 事業場名 株式会社O楼（福島）
- (2) 産 業 名 卸売業，小売業（料亭）
- (3) 労働者数（うち年少労働者数） 45人（男子2人）
- (4) 年少労働者の職種（作業内容） 調理見習（材料加工、仕込みの手伝い）

2. 就 労 状 況

- 就業時間は9時～20時となっているが、その日の繁忙の度合いにより、早出・残業が突発的にあり、休憩時間も暇な時に1時間30分休むという具合で明確にされていない。
- 休日は毎週日曜日及び国民の祝祭日等となっているが、現実には店は年中無休で、労働者は週1回交替で休んでいるのが実情である。
- 結婚式等のシーズンには、親方より先には現場を離れられないという理由で年少労働者も夜11時ないし12時までの深夜労働を行っている。

3. 年少労働者の特性

中学卒業と同時に料理見習として就職し、店の3階に住み込んでいる（8畳3人）。

年少労働者の雇用に関する事業主の意見は、職業安定所から紹介されれば採用しており、学卒で就職してくる子供は中途採用者よりまじめで定着性があるとしている。

4. 室 長 所 見

全般的に事業主の労働条件等についての認識が薄く、就業規則の内容も熟知していない様子が見られた。

【 事 例 10 】

1. 事業場の概要

- (1) 事業場名 合資会社K洋菓子舗（神奈川県）
- (2) 産 業 名 卸売業、小売業（菓子・パン小売業）
- (3) 労働者数（うち年少労働者数） 62人（男子4人、女子4人 計8人）
- (4) 年少労働者の職種（作業内容） 洋菓子製造工（ケーキ作り）、販売店員（ケーキ販売）、調理師見習（調理）、ウエイトレス（給仕）
- (5) その他 創業60余年の洋菓子家の老舗であり、本店には洋菓子の製造、販売、レストラン（洋食）及び喫茶部がある。支店（洋菓子販売）4店を持つ。

2. 就 労 状 況

- 洋菓子製造部門及びレストラン部門の調理職種において、1日平均1時間、1か月最高34時間の法定時間外労働に就労している。事業主の説明によると残業は年少労働者の自発的行為であって強制はしていないのであり、残業の目的は仕事を早く覚えるためと1万円前後の手当が欲しいためと理解しており、今後も自発的行為であり本人の収入減を伴うから禁止するつもりはないとのことである。
- クリスマスケーキの製造、販売期間（12月20日～24日）は女子及び年少労働者にも例年深夜業をさせているようである。

3. 年少労働者の特性

定着が悪く昭和53年中では20人が就職する一方15人が離職しており、うち8人は3か月未満のものである。離職者の主な理由について、事業主は、現在の中卒者は能力的についていけないため仕事がいやになるらしいと推定している。

したがって、年少労働者の雇用に対する事業主の意見としては、中卒者の中には100－50＝の計算のできない者、漢字で自分の住所が書けない者、アイスクリームと片仮名で書けない者等、きわめて能力の低い者か、また素行の悪い者など労働者としての程度が悪すぎるため、来年からは特に能力の低い男子の採用はやめ、中高年齢者や主婦を短時間労働者として切りかえていきたいといっている。

4. 室 長 所 見

- 定着については、年少労働者の質の低下（特殊学級、養護学校出身者が増加）もあって、事業主だけの責任とは言えない面もあるが、それ以上に労務管理に問題がある。
- 年少労働者に対する配慮だけでなく、労働条件、労務管理の向上について事業主の関心が薄い。

【 事 例 11 】

1. 事業場の概要

- (1) 事業場名 株式会社S本店（石川）
- (2) 産 業 名 卸売業、小売業（食堂、レストラン）
- (3) 労働者数（うち年少労働者数） 68人（男子1人）
- (4) 年少労働者の職種（作業内容） 調理人（料理、調理の見習）
- (5) その他 県内各地に12のチェーン店を持つ企業規模220名の和・洋食ファミリーレストランの本店である。事業主側としては、調理人は即戦力となる人材が欲しいのであり、年少労働者の見習はあまり必要としていない。調理人よりむしろウェイトレスに若年女子を希望しているが、希望者がおらず、現在は中高年の主婦が主力となっている。

2. 就 労 状 況

- 所定労働時間は就業規則上1日8時間となっているにもかかわらず、実際には、イ・早出9時～17時30分、ロ・遅出17時～22時、ハ・中出12時～20時、ニ・オール9時～22時の交替制で途中60分の休憩時間がある。1週間の割り振りは現場のチーフ（料理主任）が決定しており、総務担当者は全くは握していない。ちなみに、調査対象者の調査日を含む週の勤務状況は、月曜－早出、火曜－休暇、水曜－中出、木曜－オール、金曜－オール、土曜－オール、日曜－オールとなっており、週のうち4日間までも1日4時間の時間外労働をしている。
- 調理師見習の場合、基本給6万円、皆勤手当1万円、その他残業手当として1時間につき373円支給される。前月1か月の手取賃金が82,000円であることから月約32時間の残業をしていたことがわかる。また、1時間373円の残業手当の支給では本来支払われるべき2割5分の割増賃金に満たない。

3. 年少労働者の特性

年少労働者は、今は腕をみがき1日も早く調理師の資格を取りたいので、勤務時間は今のままでよいといい、職人という自分の腕1本で勝負するという風潮のあるこの世界では、労働基準法の規定がそのまま通用しにくく、また、転職も腕をみがき種々の技術をマスターするためには当然のことでむしろ名誉なこととされている。年少労働者にとっては必ずしも好ましい環境とはいえない。

また、年少労働者の福祉に関する事業主の意見としては、定着率が悪く、出入りが激しいので、寮の管理以外は特に福祉面では配慮していない、ということである。

4. 室 長 所 見

事業場は中学卒業後 15 歳で入社した年少労働者を全く一般労働者と同様のローテーションに組み込ませており、労働基準法上の保護について十分な知識がない。同業種の調理職種に従事する者の意識として、各店の新しい調理技術をマスターするため転職を手段とする傾向もみられ、特殊な世界を温存している。事業主側は現場主任に責任をゆだねているが、就業規則は全く無視されており今後の指導が必要である。

【 事 例 12 】

1. 事業場の概要

- (1) 事業場名 有限会社R軒K店（和歌山）
- (2) 産 業 名 卸売業，小売業（食堂、レストラン）
- (3) 労働者数（うち年少労働者数） 14 人（男子 2 人）
- (4) 年少労働者の職種（作業内容） 調理人（調理補助、軽食の調理）
- (5) その他 有限会社R軒は和歌山市を中心に県内に 13 店を持つ中国料理店で、企業労働者数は約 160 人（うち年少労働者 10 人）である。当該 K 店は和歌山市内の繁華街近くで 11 時～24 時の間営業しており、売上高は 13 店中の上位である。また、人事管理等は本社で集中して行われている。

2. 就 労 状 況

以下は、事業主側と年少労働者から得られた回答の相違点につき事実の確認がむずかしかったので項目別に双方の回答を記述した。

項 目		事 業 主 側 (本社事務長)回答	年 少 労 働 者 (男子2名)回答	備 考 (両者の回答から)
労働基準法上特に問題とみられる事項	調査票項目 (以下同じ) 第3.2(1) 始業・終業	早出 10:00～22:00 遅出 16:00～22:00	早出 10:00～22:00 遅出 12:00～22:00	遅出の場合の始業時刻に4時間という大巾な相違がみられる。 また、早出の場合の始・終業時刻が所定労働時間及び法定時間外労働の問題点と密接に関連してくる。
	第3.2.(3) 所定労働時間	早出 10時間 遅出 5時間	早出 10時間 遅出 8時間	遅出の場合は法定時間内であるが、早出の場合は法定を2時間上まわっている(早出・遅出の勤務を隔日に行なっている)。
	第3.5.(1) 法定時間外労働	な し	し た (A) 14日 } 1日につき2時間 (B) 15日	年少者回答によれば早出勤務の日数について1日2時間の法定時間外労働をしたこととなる。 また、時間外労働手当は支払われていない。
	第3.5.(2) 深夜業	あ り 年少者にさせていない。	あ り (A) 1日1時間 (B) 2日 計3時間	年少者は、宴会時に左記時間したと答えている。 また、深夜割増賃金は支払われていない。
その他	第3.3.(1) 週 休 制	月2回週休2日制 (このうち、週休2日に当る日に出勤した者に※「協力手当」を支給する。)	週休1日制	※ 協力手当は支給されている。

なお、事業場調査は、人事管理が本社に集中されているとのことで、本社において行ったところ、一応就業規則に関しては全社を通じて定めているが、始・終業時刻等は立地条件等により運用は各店別々で、この点に限って規定と現実の間にズレがうかがわれる。

3. 年少労働者の特性

企業全体で毎年10人以上の採用を行っているが、最近の中卒者はレベルが低く定着率が悪い(特に新規中卒者)と評価され、離職者は採用人員とほぼ同数とのことである。また、事業主側では、退職理由として、イ・日曜日が休日でないこと、ロ・同業者からの引抜きをあげている。

4. 室 長 所 見

就労状況に関する内容の相違点については、両者の調査を完了した時点で事業主側に対し是非確認したいところだったが、現実には2人しかいない年少労働者の立場を考えると行えなかった。

【 事 例 13 】

1. 事業場の概要

- (1) 事業場名 T寿司T店（福岡）
- (2) 産 業 名 卸売業，小売業（すし屋）
- (3) 労働者数（うち年少労働者数） 3人（男子1人）
- (4) 年少労働者の職種（作業内容） 調理人（にぎりずし職人見習いとして雑用）
- (5) その他 福岡市の歓楽街の一画にあるすし屋で、周囲はバー、スナックなども多く夜間の風紀環境は悪い。

2. 就 労 状 況

- 就業時間が10時30分から24時までとなっており、途中休憩が4時間ある。24時までとなっていることは、年少労働者は店の近くにある事業主の家から通っており、就職当初は午後10時になると帰宅していたが、事業主夫婦が閉店時間まで店にいるため、午後10時から2時間は1人で過ごさなければならない。付近が歓楽街ということもあって非行防止の配慮により午後12時まで店にとどまることになったもので午後10時以降はあまり労働はしないことになっているということであるが、客が来ると手伝うことにもなり、結局、深夜労働につながるものと思われる。
- 年次有給休暇の制度がない。ただし、年少労働者については、月給制をとっているため、休んでも給料から差し引かれることはない。

3. 年少労働者の特性

当該年少労働者は兄が当事業場の他の支店に勤務している関係で、中学校を卒業すると同時に就職した。また、両親がいないこともあって住込みであるが、勤務態度も良く日常生活も真面目である。

事業主は、年少労働者についてはまだ社会的自立が完全にできる段階ではないとみており、当年少労働者に対しても、自分の子供が1人増えたような気持ちで接している。また、交際範囲が職場関係者に限られるので、同世代の友人がほしいのではないかとみている。

4. 室 長 所 見

深夜労働については、この場合年少労働者酷使と意味合いが違うため事業主と年少労働者が午後10時以降の2時間の過ごし方を話し合い、最良の方策を取るよう要請した。

また、年齢証明書の備付けについては、当事業場に限らず事業主自身が知らないことが多いため、職業安定所で就職紹介する際に指導するのが望ましいのではないかとと思われる。

【 事 例 14 】

1. 事業場の概要

- (1) 事業場名 株式会社G美容室（北海道）
- (2) 産業名 サービス業（美容業）
- (3) 労働者数（うち年少労働者数） 7人（女子3人）
- (4) 年少労働者の職種（作業内容） 美容師（床掃除、美容師の手伝い、シャンプー）
- (5) その他 会社は昭和41年創業、資本金1,500万円で労働者数50人を有し、札幌・帯広市に各2店、江別・小樽市に各1店の計6店舗を有する。また、各地域に独身寮を設置し、18歳未満の無資格者は全寮制を取っている。

事業主は、美容業以外に幅広く事業を営んでいるため、実際には2人の常務（うち1人は美容師免許取得者）が経営面、実務面を分担し取り仕切っている。

2. 就 労 状 況

次の点に労働基準法上の問題が見られる。

- (1) 所定労働時間——8時間30分
- (2) 年次有給休暇——規定なし。正月・盆の帰郷に必要な休暇（個々の帰郷先により日数を決めている）を年休と称し与えている。しかし、これは自由に取得できる性質のものではない。
- (3) 時間外労働、休日労働——客数やシーズンにより、一般労働者と同様に業務に従事している。
- (4) 寮生活——寮は18歳未満の者が門限19時となっており、終業19時のため休日以外は外出禁止。21時～22時は寮のトレーニング室において美容技術向上の自主トレーニングをしているが、これは強制される性質のものと考えられる。また、指導する先輩従業員は竹刀を用意している等相当厳しい訓練の模様である。なお、現在12人が入寮しているが、男女共同であり、そのことにつき特別な配慮をしていない。

3. 年少労働者の特性

求人難のため、全道各地から採用しているが、最近では質の低下が目立っており、経済的に恵まれない家庭の子が多く、また、一般に情緒不安定で甘えが多い。初めの数か月もては定着は良い。したがって、今後の雇用動向としては高卒・インターン生に変わってゆくだろうという事業主の意見であった。

4. 室 長 所 見

事業場を私物化している古い体質の事業主が多い中で、被面接者は近代的経営（経営内容をオープンにしているという意味のようである。）を行っていると誇っていたが、事業主・労働者共に労働を資格を得るための修業という考えを持っているため、労働条件の改善等の意識は薄い。

【 事 例 15 】

1. 事業場の概要

- (1) 事業場名 O美容室（愛媛）
- (2) 産業名 サービス業（美容業）
- (3) 労働者数（うち年少労働者数） 3人（女子1人）
- (4) 年少労働者の職種（作業内容） 美容師インターン（洗髪、清掃その他雑務）
- (5) その他 D温泉の繁華街にあり、売上げ月額 90 万円の小規模な美容室であり、客数は日曜日が最も多く 20 人前後で他の曜日は 12～3 人である。

2. 就 労 状 況

- 営業時間が9時～19時で、8時30分～19時を拘束時間としており、所定労働時間は9時間30分となっている（休憩 60 分）。しかし、年少労働者の言によれば実際は8時20分～19時30分とのことである。これは、年少労働者が住込みであるため、開店前準備、閉店後の片付けを行う結果である。また、来客の時間によっては19時に営業を終了するのが不可能な場合、年少労働者も一般労働者とともに時間外労働を行う結果、1日平均1時間の残業が恒常化している。

3. 年少労働者の特性

当該年少労働者は母子家庭に育ち、54年3月に中学校卒業と同時に就職、美容師として自立の目標を有し、63,000 円の賃金の中から貯金をしている。また、自宅通勤では時間がかかるため、事業場の2階に住み込んでいる（16 畳1人）。

4. 室 長 所 見

零細な美容業などにおける住込みの場合は、とくに労働時間がルーズになりがちで、年少労働者の時間外労働の禁止を知っていても守らないことが多いようである。

事業主団体を通じ傘下事業主へ労働基準法の遵守について一層の啓発指導をすすめることが必要と思われる。

【 事 例 16 】

1. 事業場の概要

- (1) 事業場名 S美容室（高知）
- (2) 産 業 名 サービス業（美容業）
- (3) 労働者数（うち年少労働者数） 8人（女子2人）
- (4) 年少労働者の職種（作業内容） 美容師（美容師の補助、雑役）
- (5) その他 高知市中心部に2店舗を持ち、労働者数15人をおかえ業界では規模の大きい方である。

2. 就 労 状 況

- 規定上、年次有給休暇日数が勤続1年以上2年未満の者が3日、2年以上3年未満の者が5日のごとく、労働基準法を下回っており、年次有給休暇を取得している者もない。
- 所定労働時間が一般労働者と同じ9時～19時（休憩60分）の9時間労働となっている。また、業種の性格上、客の数及び客の入店時刻等によって終業時刻が左右されるため、更に1時間ほど上回ることが常態化している。なお、残業としては取り扱われてはいないので残業手当は支払われていない。

3. 年少労働者の特性

美容業界の年少労働者は通常、通学が不可能な場合を除き、1年間美容学校で勉強した後、各美容院でインターンとして技術を修得し国家試験を受けるのが普通であるが、当該美容院では通信教育を受けさせており、労働時間は一般労働者と同じである。年少労働者の定着率は非常に悪く、ほとんどの者が1～2年で退職しているが就職も容易であることから美容院間を転職しているものと推測される。

4. 室 長 所 見

比較的客の少ない時間帯を選んで訪問したにもかかわらず、調査実施中にもたびたび中断されるような状態で、年少労働者との面接にも難色を示すなど事業主（50代）の古い意識が強く、労働基準法に対する無理解な態度がみられるなど調査は困難であった。年少者の保護規定に抵触する問題が見られるが、美容業界ではほとんどがこのような状態で就業時間についても「環境衛生法で定められた営業時間に合わせている」という同業組合幹部の話である。

2 年少労働者の特異な就労形態

【 事 例 17 】

1. 事業場の概要

- (1) 事業場名 U 既 舎 (R トレーニングセンター内) (滋 賀)
- (2) 産 業 名 サービス業 (競輪・競馬等の競技団)
- (3) 労働者数 (うち年少労働者数) 18 人 (男子 1 人)
- (4) 年少労働者の職種 (作業内容) 家畜飼育作業者 (競走馬飼育)
- (5) その他 全国に 2 か所ある競走馬のトレーニングセンターの 1 つで、関西の競走馬約 2,000 頭が集められており、約 100 か所の既舎がある。調教師は馬主と馬の預託契約を結んでいる。

調教師が各既舎の事業主であり、既務員は調教師と雇用契約を結んでいる。給与体系等の労務福利厚生面などはトレーニングセンター全体で一括して事務処理が行われているが、給与の支払は各調教師が行うので、各既舎ごとに独立の事業場の扱いになっている。また、労働組合は、調教助手と既務員だけで全国競馬労働組合既務員クラブが結成されている。

2. 就 労 状 況

- 規定の就業時間は 5 時から 20 時までで、9 時から 16 時までには休憩時間とされているが、馬の練習は早朝と夕方が良いという慣習があり、また、競馬開催日には、早朝に名古屋や阪神競馬場へ馬を運搬するため 4 時頃からの深夜労働となることも多い。
- 週休日は毎週月曜日であるが、馬の食事の世話があるので月に 1 ～ 2 回は休日労働があり、また宿直も月に 3 ～ 4 日あるが代休は与えられない。
- 年次有給休暇制度は一応あるものの取りにくい。
- 安全衛生関係では、安全帽や作業服の着用が徹底しておらず、また、競走馬なので気性が激しく労災事故がよく発生している。
- なお、既務員の主な仕事の内容は、馬の世話・既舎の清掃・調教前の軽い運動等であり 1 人が 1 ～ 2 頭の決まった馬を受け持っている。この仕事を朝・夕の 2 回繰り返して行っているが、昼間は馬を休息させるので既務員の仕事はない。また、各自の仕事が終われば随時休憩に入るため、休憩時間が 5 ～ 7 時間と長く、個人差が出ている。休憩時間中は全く拘束がない。

3. 年少労働者の特性

新規中卒者で、親や親戚の者が調教師・既務員をしていたという縁故関係及び北海道等馬の産地の牧

童の子供がほとんどであるが、最近是一般からの応募者も多い。昨年までは調教師・調教助手・厩務員ともすべて男性であったが、現在は調教助手に女性が1人いる。馬を中心の特殊な世界であり、定時制高校への通学はない。賃金も高額（中卒初任給 87,900 円）であり、縁故関係が多く特殊な世界のためか定着率も良い。

早朝からの作業であるが、実質的な労働時間は短く、楽な作業であると事業主側ではみている。生活環境は、トレーニングセンター内に職場・住居・商店があって独立した1つの町の形態をとっており、外部の一般社会からシャ断された特殊な環境である。

4. 室 長 所 見

賃金や福祉施設（独身寮、診療所、厚生会館）も整備されている。しかし、生き物が相手の仕事であり、徒弟制度の名残りや古い慣習が残存していて、労働基準法を遵守するには困難なことが多いのだが、トレーニングセンター全体で労働条件の改善に努力している。しかし、調教師で労働条件の向上等についての意識をもっているものは少ない様子である。

【 事 例 18 】

1. 事業場の概要

- | | |
|--------------------|---|
| (1) 事業場名 | T株式会社K撮影所（京都） |
| (2) 産 業 名 | サービス業（映画制作・配給業） |
| (3) 労働者数（うち年少労働者数） | 313人（男子17人、女子15人 計32人）
年少労働者はいずれも12歳未満 |
| (4) 年少労働者の職種（作業内容） | 子役（テレビ映画または映画に通行人など背景的に出演） |
| (5) その他 | 登録児童は32人で、小学生以下である。 |

映画のストーリーに子役が必要なとき、登録してある児童の中から選んで出演させている。

2. 就 労 状 況

- 出演の話は、小学生については大阪市にある劇団Aとなされ、必要時の出演者選択も劇団Aにまか

せている。学齡未満の幼児等については親と契約して登録し、必要時に呼び出されている。両者ともとも出演の際には付き人（親又は近親者）が必要となっている。なお、「幼児」については小学校入学時に登録は消滅し、劇団Aに所属しないと子役としての登録はなされない。

- 児童等の出演報酬としては、小学生と幼児は1回につき2,300円、乳児は同4,500円であり、同時に付き人料として児童または乳児と同額のもの及び交通費実費が付き人あてに支払われている。児童はいくらもらっているかを全く知らない。
- 出演回数について、児童は出演の呼出しを楽しみに待っているが1か月に2～3回程度 of 出演を依頼されるのは少数の者であり、登録してあっても年間に1度も出演を依頼されない場合も多い。

えい児の場合には産婦人科医と特約しており、撮影の際には医師が同席している。

3. 年少労働者の特性

労働基準法第56条「最低年齢」ただし書の「映画の製作又は演劇の事業」に該当する学童、幼児、乳児及びえい児で、いわゆる子役である。

いずれも劇団に所属する団員であり、映画撮影に必要なときに呼び出されて、1日2時間程度、主に背景の通行人などを演技するもので、一般的な年少労働者の就労形態とは異なる。

労働基準監督署長の許可を受けている。

4. 室長所見

最低年齢制限の除外については、労働基準監督署長の許可を受けているが、親権者が契約をし、報酬を受領している点については、労働基準法第58条及び第59条の抵触の問題があるものと思われる。

しかしながら、えい児・乳児等については、意思能力がないと考えられ、これを法律違反とすることには大きな疑問が残る。

3 年少労働者に対する好ましい福祉措置

【事例 19】

1. 事業場の概要

- (1) 事業場名 Iファッションソーイング株式会社I工場（栃木）
- (2) 産業名 製造業（外衣製造業）
- (3) 労働者数（うち年少労働者数） 83人（女子1人）
- (4) 年少労働者の職種（作業内容） ミシン縫製工（ミシン作業）
その他の縫製作業者（アイロン作業）
- (5) その他 婦人服縫製のIグループの1つであり、I工場83人のうちほとんどが女子である。

2. 福祉内容

- (1) I ファッションスクール（事業内訓練）の実施
- 毎週月・水・金曜日の午後6時から8時まで実施しており、1年後には2級国家検定受験資格に達する。現在83人の労働者のうち希望者の18人が受講しており、受講料及び教材が無料で仕立てた物は本人のものとなる。
- (2) 女子寮の整備
- 会社敷地内に寮を設け、現在37人を収容し、寮費は無料で食費（3食）は月額9,000円である。また、寮生活は寮生の自主管理により寮規則の作成、寮長選挙等で運営されている。
- (3) 教養講座の実施
- 社員の希望により、生花及び着付け教室を実施している。

3. 年少労働者の特性

職業訓練校縫製科を卒業した女子を毎年2人採用しており、仕事の内容はアイロンかけからミシン作業への段階を踏む。

4. 室長所見

年少労働者を含む女子労働者に対する措置としてＩファッションスクールを開設しており、資格取得の援助と共にこれに使用する物品と仕上がり品の給付とが福祉対策の一環でもあり、労働者の励みとなっている。

【 事 例 20 】

1. 事業場の概要

- (1) 事業場名 F紡績株式会社（福井）
- (2) 産 業 名 製 造 業（紡績業）
- (3) 労働者数（うち年少労働者数） 421人（男子11人、女子130人 計141人）
- (4) 年少労働者の職種（作業内容） 精紡工（紡績機作業）
- (5) その他 創業は昭和 28 年で精紡機 45,800 錠を有し、2 交替勤務体制により化合織紡績糸を生産している。

2. 福 社 内 容

(1) 高卒資格取得のための措置

イ 定時制高校への進学を奨励し、現在、年少労働者 141 人中 139 人が県立高等学校昼間定時制普通科へ通学している。

ロ 通学のための配慮

(イ) 修学奨励金制度（月額 6,000 円の貸与、卒業した場合は返還不要）

(ロ) 入学時補助（視聴覚・図書費 1,500 円、制服代 18,500 円）

(ハ) バスによる送迎

(ニ) 学校行事を優先した就労日の設定

ハ 学習のための配慮

寄宿舎に図書室及び学習室を設置しており、試験期の消灯は遅くしている。

(2) 寄宿舎の完備と寄宿生活充実のための配慮

12 畳間に 4 人のスペースで各室テレビ付き、全棟スチーム暖房で、食堂、売店、娯楽室、面会室、浴場、洗濯場、雨天物干場、アイロン室、ミシン室及び剖ぱう室を完備している。

(3) 余暇活動の充実

体育館があり、そこではバレーボール、卓球、各種レクリエーションと活発に利用されている。

(4) 貯金の奨励と生活指導

月 3 万円の貯金を奨励し、全員がそれを励行している。その他、講話・カウンセリング等による生活指導も実施している。

3. 年少労働者の特性

出身地は福井県下及び北海道で、全員が寄宿舎生活をしている。

4. 室 長 所 見

昼間 2 部定時制高校通学を前提にして労務管理を行っており、年少労働者に旧来の紡績女工のイメージや劣等感を持たせないよう「勤労学生」として処遇し、学校と緊密な連携を保っている。しかしながら、定時制高校卒業後、男子は機械工等他職種への道も開けているが、女子は事務職等他職種へ進めるものは非常に少なく、高卒資格を取るために働いており、転職を希望するものがほとんどである。

また、生活指導はきめ細かく親元との連絡も密にしている。

【 事 例 21 】

1. 事業場の概要

- (1) 事業場名 E織布株式会社（静岡）
- (2) 産業名 製造業（織物業）
- (3) 労働者数（うち年少労働者数） 128 人（男子 2 人、女子 10 人 計 12 人）
- (4) 年少労働者の職種（作業内容） ○織布工（織機台持ち） ○燃糸工（燃糸機台持ち）
- (5) その他 大手紡績会社の下請企業であり、織布の他燃糸製造も行っている。労働者は女子が 3 分の 2 を占めており、最近までは労働者の大半を若年女子労働者に頼っていた。

2. 福祉内容

大手紡績会社の下請企業であって、親会社の中高等学校に通学することを前提に中卒者を雇用するので、通学に関する便宜は全面的に配慮されている。高校卒業後は、家政科コース 2 年（洋・和裁及び編物学校の教員資格取得）及び短大コース 2 年（短大の商科及び幼児教育科）が用意されていてほとんどが進学している。

3. 年少労働者の特性

年少労働者全員が定時制高校に通学している。

4. 室 長 所 見

中小企業にしては多いと思われる 10 人の年少労働者がおり、ほとんどが県内の中卒者で、高等学校・短大卒業まで 6～7 年勤続するということである。事業場としては、勤労学生の受入態勢ができていようである。

【 事 例 22 】

1. 事業場の概要

- (1) 事業場名 有限会社N製めん所（島根）
- (2) 産 業 名 製 造 業（その他の食料品製造業）
- (3) 労働者数（うち年少労働者数） 23人（男子2人）
- (4) 年少労働者の職種（作業内容） 運転助手（午前は運転者と共に各店をめぐり、商品を納め、
午後は材料の運搬、包装等に従事）
- (5) その他 創立は昭和25年で、家内労働の業態から発展し、昭和50年に内陸工業団地へ新工場を建設し、移転した際、機械化し、めん類総合食品を製造している。
賃金の初任給は中卒者63,800円で日給月給の賃金形態である。

2. 福 祉 内 容

- (1) 定時制高校進学への配慮
 - イ 就業時間——通学のための時間配慮として、一般労働者より1時間労働時間を短縮している。
（一般労働者8時～17時、年少労働者8時～16時）
 - ロ 割増賃金の支給——学校の夏期休暇に、年少労働者の自由意志により一般労働者の終業時刻まで就業した場合、100分の125の時間外手当相当分の割増賃金を支給している。

3. 年少労働者の特性

年少労働者は、午前中は製品の運搬のため運転助手として出かけ、午後は通学時間の関係から工場内の雑用（材料の運搬、包装等）を行っている。

事業主は、定時制高校通学期間の4年間は中卒者の雇用が確保できるため、今後も続けて雇用したい意向である。

4. 室 長 所 見

事業主は、年少労働者を在学期間中は確保できると考えており、年少労働者本人は卒業までのアルバイトと割切っているので、今後も若年労働力は得られるということである。「零細企業ながらわずかな配慮で年少労働者がある期間だけでも確保できることはうれしい。」とは事業主の言葉であった。

【 事 例 23 】

1. 事業場の概要

- (1) 事業場名 Nクリーニング株式会社（山口）
- (2) 産業名 サービス業（洗たく業）
- (3) 労働者数（うち年少労働者数） 129人（男子3人、女子2人 計5人）
- (4) 年少労働者の職種（作業内容） クリーニング職（プレス、仕上げのハンガーかけ等軽作業）
- (5) その他 明治 33 年に山口市にて創業し、市内最大規模のクリーニング業者である。

2. 福祉内容

(1) 定時制通学への配慮

- イ 就業時間……通学に対する配慮として毎日 40 分の労働時間についての就労免除を行っている。
（有給、出勤扱い）。
- ロ 就学援助金……文房具代として月額 2,000 円を支給している。
- ハ 学校行事等への参加……特別休暇とし、援助金 3,000 円（一律）を会社から支給し、また特に修学旅行時には社長個人から 5,000 円の支給がある。

(2) 年少労働者担当係員の配置

年少労働者担当の係員（女子 1 人）を配置し、相談や指導に当たっている。

(3) レクリエーション

年少労働者対象の誕生パーティー、クリスマスパーティー、梨狩り、年少従業員慰安旅行等を実施している。

3. 年少労働者の特性

年少労働者 5 人のうち 2 人が特殊学級卒である。10 年前は毎年 4～5 人の中卒採用があったが、近年は 1～2 人の採用であり、中卒者は一応定時制に通うことを条件に雇用されている。ほとんどの者が卒業と同時に他に転職し、事業場もそれを進める傾向にある。ちなみに、現在までに 70～80 人が卒業し、うち残ったのは 1 人である。また、近年は職業安定所からの依頼により特殊学級卒を採用しており、この方の定着率は良い。

4. 室長所見

社長が勤労青少年福祉員でもあり年少労働者の福祉向上に関して理解が深く、かなり積極的な対策を行っており、特に、定時制高校への就学援助については、学業本位的姿勢で当たっている。また、年少労働者担当係員を配置し、精神的に不安定な要素の強い年少労働者への相談・指導に当たらせる等きめ細かな福祉員活動を行っている。

Ⅳ 集 計 表

第1表 産業、規模別調査対象事業場数及び調査対象年少労働者数

区 分	事業場規模計		5人未満		5人～29人		30人～99人		100人～299人		300人～999人		1,000人以上	
	事業場	(%) 年少者	事業場	(%) 年少者	事業場	(%) 年少者	事業場	(%) 年少者	事業場	(%) 年少者	事業場	(%) 年少者	事業場	(%) 年少者
産業計	(100.0) 268	(100.0) 475	(9.4) 27	(7.4) 35	(35.1) 101	(32.6) 155	(28.1) 81	(29.3) 139	(18.8) 54	(20.8) 99	(7.3) 21	(8.2) 39	(1.4) 4	(1.7) 8
建設業	(20.1) 58	(20.0) 95	5	8	35	54	16	29	2	4	—	—	—	—
製造業	(27.1) 78	(29.5) 140	—	—	10	16	19	33	33	59	14	28	2	4
卸売業 小売業	(24.3) 70	(22.5) 107	7	7	21	30	26	41	12	22	3	5	1	2
運輸・ 通信業	(1.0) 3	(0.8) 4	—	—	—	—	1	1	—	—	1	1	1	2
サービス業	(27.4) 79	(27.2) 129	15	20	35	55	19	35	7	14	3	5	—	—

(注) ()内は総数に対する割合、以下同じ。

第2表 総労働者数に占める年少労働者数の割合(事業場票)

(人)

区 分	計	建設業	製造業	卸売業 小売業	運輸・ 通信業	サービス業
総労働者数	(100.0) 29718	(100.0) 1544	(100.0) 14686	(100.0) 7934	(100.0) 1797	(100.0) 3757
年少労働者数	(7.3) 2166	(13.0) 200	(8.3) 1220	(4.1) 327	(0.3) 6	(11.0) 413

第3表 年少労働者の就労している職種

(1) 建設業

(注1) 対象事業場の産業(中分類)

(注2) 年少労働者の職種(小分類)

産業 (注1)	職種 (注2)	主な仕事の内容
総合工事業	721 大工	○大工見習 ○補助的作業 ○大工工事全般の補助 ○木造建築の見習 ○かんな掛け、ベニヤ板打付け、穴掘り等 ○現場作業補助 ○木造建築大工の見習として、のこぎり、かんなを使い木を切り削る、ベニヤ板などを打ちつける仕事 ○一般建築の全般的なものの見習
	724 土工	○掘さく、コンクリート打込等
	729 左官	○モルタルを作り壁を塗る等 ○左官工程の初歩的作業
	742 起重機運転士	○重機(クレーン、バイルドライバ等重機一式)運転助手
職別工事業	516 板金工(板金加工職)	○トタン張りの補助作業
	721 大工	○大工見習 ○家屋築造補助、屋内造作木工事作業補助 ○建築大工全般 ○大工工事作業 ○建築一般
	723 とび工(鉄骨とび工)	○現場で鉄筋を組立てる業務
	726 タイル張工	○簡単なタイル張りをする
	727 防水工	○シーリング注入作業
	729 左官	○左官見習 ○壁塗り見習 ○左官の補助 ○壁塗り ○手伝い、材料の調合 ○左官工事全般 ○建築物内外の壁塗り ○モルタル塗り、モルタルの混合他
	739 その他の建設作業	○車の助手等資材運搬手伝い
	774 塗装工	○塗装見習 ○ローラー塗装、はけ塗装 ○ペーパーかけ、材料運び ○建築塗装一般 ○鉄骨のさび落とし、下塗り、吹付け
設備工事業	516 板金工	○冷暖房用風導加工取付け

産 業	職 種	主 な 仕 事 の 内 容
設備工事業	731 配 管 工 ・ 鉛 工	○配管工事の手元見習
	756 電 気 工	○コンセント取付け、配線の手伝い

(2) 製 造 業

産 業	職 種	主 な 仕 事 の 内 容
食料品・たばこ製造業	304 販 売 店 員	○和洋菓子販売
	489 他に分類されない運輸従事者	○午前、運転者と各店を巡り商品を取める、午後は雑用（品物詰、運搬等）
	683 パン・洋菓子製造工	○洋菓子製造 ○パン生地製造 ○パン製造 ○仕込み、加工成型、焼成、仕上げ（包装） ○製パンの見習
	684 和 菓 子 製 造 工	○和菓子製造
	687 め ん 類 製 造 工	○ソーメン切断作業
	776 包 装 工	○和洋菓子包装 ○キャラメルをオブラード包装し、箱に詰める
	916 調 理 人	○コック見習
	918 給 仕 従 事 者	○レストランウェイトレス
繊維工業	532 一般機械器具修理工	○機械の補修、点検作業 ○紡績機械の保全（補助的作業）
	571 繰 糸 工	○自動操糸機にてマユから生糸を作る ○煮たマユの糸を1つにまとめたものを機械にかける ○操糸
	572 混 打 そ 工	○混打綿機、そ綿機運転 ○練条機、粗紡機、コーマ機運転
	573 粗 紡 工、精 紡 工	○紡績のたまあげ ○紡糸作業の補助 ○精紡機運転 ○台持ち作業 ○機械の監視、糸のつなぎ ○精紡
	〃 （紡績工）	○原線を糸にする作業
	574 合糸工、撚糸工、加工糸工	○撚糸機台持ち ○ナイロン糸を数本集めて機械でもってより合わせる
	575 揚返工、かせ取工	○小枠に巻きとられた生糸を大きい枠に巻き返す

産 業	職 種	主 な 仕 事 の 内 容
繊維工業		○ かせ取り作業
	576 織機準備工	○ 撚糸機などによりカンバスのタテ糸とヨコ糸を準備する作業
	577 織 布 工	○ 織機台待ち ○ 織機によりカンバスを製織する作業 ○ 撚糸で広幅の布を織る
	578 漂白工、精練工（仕上工）	○ 合糸機、撚糸機、オートコーナー、ギルボスワインダーガス焼機運転
	579 染色・仕上工	○ 生地のだらし、染品
	581 編物工、編立工	○ 自動機械によるメリヤス生地の編立 ○ メリヤス編立機によるメリヤスの編立をする作業 ○ 編立（丸編み）機械の操作等
	585 あみ製造工（繊維製）	○ 糸のくだ巻き、編網のための準備作業 ○ 編網
	589 その他の製糸・紡織作業	○ 製品（生糸）の長さ・重さ・色などを整える
	595 刺しゅう工	○ 刺しゅうレース用機械の操作
	596 ミシン縫製工	○ ミシンによる縫製 ○ 裁断及びミシン仕上げ
	599 その他の衣服・繊維製品製造作業	○ 刺しゅう用布の機械前後の処理及び検査
衣服・その他の繊維製品製造業	573 粗紡工、精紡工（紡績工）	○ 糸繰作業
	574 合糸工、撚糸工、加工糸工	○ 糸をよる
	577 織 布 工	○ 布を織る
	596 ミシン縫製工	○ 運動着の縫製（ネーム付、カンヌキ） ○ ミシン作業 ○ 上衣の縫製、ズボンの縫製 ○ 婦人スカート縫製
	597 裁 断 工	○ 上衣、ズボンの裁断 ○ 型紙どおりに裁断をする
	599 その他の衣服・繊維製品製造作業	○ 運動着の仕上げ、袋入れ、折りたたみ ○ アイロン作業 ○ 衿がえし、袖がえし、アイロン
	776 包 装 工	○ セロハン袋入れ、箱入れ、パッキングケース入れ
木材・木製品製造業	603 合 板 工	○ 単板処理補助作業、乾燥板の仕分け作業
	604 木 工	○ 家具製造（見習）
家具・装備品製造業		

産 業	職 種	主 な 仕 事 の 内 容
家具・装備品製造業	606 木製家具・建具製造工	○らん間、建具製造の見習及び手元 ○雑役・手伝い ○家具製作 ○組立作業
パルプ・紙・紙工品製造業	625 紙 器 製 造 工	○製函機の運転、段ボールシート貼合機械の運転補助
	629 その他のパルプ・紙・紙製品製造作業	○製品が規格に合っているか否かを検査選別する
化 学 工 業	776 包 装 工	○石けんを箱詰めにする ○粉末洗剤、液体洗剤、シャンプー石けん類の包装、粉末・液体工業用洗剤の充てん作業
なめしかわ・同製品・毛皮製造業	762 かばん・袋物製造業	○ミシン掛け
窯業・土石製品製造業	662 ガラス製品成形工	○民芸ガラス製品の製作作業
金 属 製 品 製造業	506 圧 延 工	○金属板を冷間ロール成形する際の補助業務
	511 金 属 工 作 機 械 工 (ボール盤工)	○部品の穴あけ
	516 板 金 工	○板金工見習(スポット溶接)
	529 その他の金属加工作業者	○水洗金具の研磨
一 般 機 械 器具製造業	531 一般機械器具組立工	○スパナを使用して鋳物と鋳物をボルトでしめる手仕事
電 気 機 械 器具製造業	511 金 属 工 作 機 械 工	○作業補助、ねじ切り、原材料整備
	512 金 属 プ レ ス 工	○電子レンジの部品のプレス加工
	541 電気通信機器組立工	○スライドに耐子を入れブロックに差し込む
	543 電 気 機 械 組 立 工	○組線、はんだづけ ○スイッチの組立ての手作業、検査、捺印、箱詰
	544 電球・真空管組立工	○照明器具機材組立
	546 半 導 体 製 品 製 造 工	○検査、選別、はんだづけ
	547 電子応用機器組立工	○電子複写機の組立
	549 その他の電気機械器具組立・修理作業	○家庭用電気機器等の組立
	251 一 般 事 務 員	○一般事務及びコンピューターの仕事
輸送用機械器具製造業	512 金 属 プ レ ス 工	○プレス工程の補助作業
	551 自 動 車 組 立 工	○部品の溶接、板金他

(3) 卸売業、小売業

産 業	職 種	主 な 仕 事 の 内 容
卸 売 業 各 種 商 品 小 売 業	809 他に分類されない労務 作業者	○雑役
	252 会 計 事 務 員	○レジ
	304 販 売 店 員	○くつ販売コーナーにおける販売業務
	683 パン・洋菓子製造工	○生地作り、包装
	916 調 理 人	○見習コック、皿洗い等
	918 給 仕 従 事 者	○コーヒー、紅茶の持ち運び ○食堂のウェイトレス
	304 販 売 店 員	○鮮魚の販売見習 ○ケーキ販売 ○菓子の店頭 販売
	305 行商、露店販売従事者	○列車内におけるワゴンによる販売
	683 パン・洋菓子製造工	○あんに砂糖を入れ味付けをする、ケーキのスポンジ 作り等 ○製菓衛生師のパン部の技術見習 ○ケーキの飾りつけ他雑用 ○ケーキ作り
	684 和 菓 子 製 造 工	○和洋菓子の下準備、簡単な和菓子の製造 ○あん を作る
飲 食 料 品 小 売 業	776 包 装 工	○菓子の箱詰と支店別の菓子区分け作業
	916 調 理 人	○ますのすし製造
	929 その他の個人サービス 職業従事者	○食堂部の食器洗い
	304 販 売 店 員	○出前の配達
	494 電 話 交 換 手	
	916 調 理 人	○料理見習 ○仕込み、和(洋)食料理補助作業 ○店の掃除、すし・にぎりの補助作業 ○出前持ち、 職人手伝い、仕込み ○すし作り ○材料加工 (洗う、切る)、仕込みの手伝い ○コック ○魚の下ごしらえ、焼物、配達の助手 ○食品加工、 調理、野菜のつけ合わせ等 ○洗い場、掃除 ○皿洗い、店内清掃、簡単な調理等 ○鮮魚販売、 料理手伝い ○にぎりずし職人見習として雑用
	304 販 売 店 員	○出前の配達
	494 電 話 交 換 手	
	916 調 理 人	○料理見習 ○仕込み、和(洋)食料理補助作業 ○店の掃除、すし・にぎりの補助作業 ○出前持ち、 職人手伝い、仕込み ○すし作り ○材料加工 (洗う、切る)、仕込みの手伝い ○コック ○魚の下ごしらえ、焼物、配達の助手 ○食品加工、 調理、野菜のつけ合わせ等 ○洗い場、掃除 ○皿洗い、店内清掃、簡単な調理等 ○鮮魚販売、 料理手伝い ○にぎりずし職人見習として雑用
飲 食 店	304 販 売 店 員	○出前の配達
	494 電 話 交 換 手	
	916 調 理 人	○料理見習 ○仕込み、和(洋)食料理補助作業 ○店の掃除、すし・にぎりの補助作業 ○出前持ち、 職人手伝い、仕込み ○すし作り ○材料加工 (洗う、切る)、仕込みの手伝い ○コック ○魚の下ごしらえ、焼物、配達の助手 ○食品加工、 調理、野菜のつけ合わせ等 ○洗い場、掃除 ○皿洗い、店内清掃、簡単な調理等 ○鮮魚販売、 料理手伝い ○にぎりずし職人見習として雑用

産 業	職 種	主 な 仕 事 の 内 容
飲 食 店		- 調理場の雑用 - 料理人の補助（ネタおろし、パッテラづくり） - 喫茶飲食店の調理の仕事 - 調理見習、調理器具の片付け、盛り付け補助 - ごはんたき、出前、食器洗い等 - 主として皿等の食器洗い - 材料の下ごしらえ
	918 給 仕 従 事 者	- 店内給仕 - 飲食物の運搬 - ウェイトレス - 注文を取る仕事 - 飲食物を客のテーブルへ運ぶ
自動車・自転車 小 売 業	552 自 動 車 整 備 工	- 大型車の整備 - 整備の補助、軽作業 - 車の修理、サービス、点検
家具・建具・ じゅうりょう 小 売 業	304 販 売 店 員	家具の販売、配達
そ の 他 の 小 売 業	304 販 売 店 員	- 車の給油、その他雑用 - 給油、洗車、自動車の軽整備 - ガス充てん作業 - がん具の販売、値付け、整理 - 給油係、車の点検 - 商品の管理 - 値付け、整とん

(4) 運輸・通信業

産 業	職 種	主 な 仕 事 の 内 容
道 路 旅 客 運 送 業	481 車 掌	- 路線バスの車掌（停留所案内、降車者の運賃チェック） - 道路狭あい路線の定期バスの車輛交差誘導
道 路 貨 物 運 送 業	792 陸上荷役・運搬作業	荷物の検査及び積み込み

(5) サービス業

産 業	職 種	主 な 仕 事 の 内 容
旅館、その他の の 宿 泊 所	916 調 理 人	- 調理師見習 - 野菜洗い、下ごしらえ、盛り付け等 - 材料を洗い、切る等
	918 給 仕 従 事 者	- 食卓の用意、給仕のサービス - レストランにおけるサービス（給仕）

産 業	職 種	主 な 仕 事 の 内 容
洗たく・理容 俗 場 業	911 理 容 師	○理容師見習 ○タオル洗濯、掃除、シャンプー ○店内の整理、顔そり、シャンプー ○器具の消毒、整理、床掃き等雑用 ○接客、シャンプー、ヘッドマッサージ、理髪助手
	912 美 容 師	○美容師見習 ○シャンプー、ワイディング、オリジナル、カラーディング ○整理、整とん、技術者の助手 ○美容師アシスタント、掃除、炊事 ○仕事の準備、掃除、補助作業、化粧品品の在庫調べ、ブラシ洗い等 ○清掃、美容師の手伝い、シャンプー ○シャンプー、タオル洗い、2液つけ他 ○美容師の補助、雑役 ○ロットの水洗い、シャンプー ○シャンプー、パーマネントウェーブ等美容師インターン ○美容師の補助 ○美容見習 ○シャンプー、清掃その他雑務
	914 ク リ ー ニ ン グ 工	○プレス前のシーツを広げる、ワイシャツのプレス ○受付事務、プレス仕上げ ○ドライクリーニング助手 ○おしぼり、プレス、仕上げのハンガーかけ等軽作業 ○白衣やズボンのプレス ○検査仕上げ
その他の個人 サービスマス業	929 その他の個人サービス 職業従事者	○結婚式の巫女、会場設営、給仕
娯 楽 業	353 養 畜 作 業 者	○競走馬飼育
	916 調 理 人	
	922 娯楽場等の接客員	○キャディ
自動車整備お よび駐車場業	516 板 金 工	○車体修理 ○板金見習
	552 自 動 車 整 備 工	○車体整備 ○自動車整備に関する雑務を先輩の指示により行う、車検の車の清掃関係
	774 塗 装 工	○自動車塗装の見習 ○車体塗装
医 療 業	057 看 護 婦	○調剤、診察の手伝い ○准看護婦としての一般看護業務 ○看護補助
	069 その他の保健医療従事 者	○看護見習及び材料作り（綿球、綿棒） ○外来手

産 業	職 種	主 な 仕 事 の 内 容
医 療 業		伝い、手術室準備、病室看護婦補助など ◯検温、 脈とり、ガーゼ交換、包帯巻、受付け ◯注射のア ンプル切り、カルテ記入、回診同行等看護婦の助手見 習 ◯シーツ交換、血圧測定、検温等 ◯器具の 消毒、看護婦の下手間

第4表 昭和53年1年間における年少労働者の就・離職状況（事業場票）

（人）

区 分	就 職 者 数		離 職 者 数					
	新 規 中 卒 者 数	計	勤 続 期 間 別					
			3か月未満	3か月以上 6か月未満	6か月以上 1 年未満	1 年以上 2 年未満	3 年以上	
計	(100.0) 1,415	(71.6) 1,013	(100.0) 605	(28.1) 170	(14.2) 86	(17.5) 106	(27.1) 164	(13.1) 79

第5表 性、学歴、居住状況、片道の通勤時間、通学等の状況

(人)

区 分	性		学 歴		居 住 状 況			片 道 の 通 勤 時 間						通 学 等 の 状 況										
	男	女	中 学 卒	高 校 中 退	そ の 他	親 元	小 計	親元を離れている	寄宿舎・ 下宿・間 借	住 込 み	そ の 他	30 分 ま で	30時 分間 を未 超過 え、 1	11 時 間 を30 分未 超過 え、 満	11 時 間 を2 30分 未 超過 え、 満	2 時 間 を 超 える	不 明	小 計	定 時 制 高 校	職 業 訓 練 校	専 修 学 校	通 信 教 育	な し	
計	(33.5)	(46.5)	(86.5)	(4.6)	(9.9)	(36.2)	(63.8)	(44.2)	(2.5)	(17.1)	(-)	(87.4)	(10.3)	(2.1)	(-)	(-)	(0.2)	(48.0)	(23.8)	(8.2)	(8.4)	(8.6)	(32.0)	
	475	254	221	406	22	47	172	303	210	12	81	-	415	49	10	-	-	1	228	113	39	40	41	247
建設業	95	95	-	71	4	20	23	72	38	2	32	-	83	9	2	-	-	1	50	15	33	1	1	45
製造業	140	56	84	128	3	9	68	72	71	1	-	-	119	16	5	-	-	-	74	64	6	1	3	66
卸売業 小売業	107	75	32	89	11	7	49	58	36	4	18	-	87	17	3	-	-	-	12	12	-	-	-	95
運輸 通信業	4	1	3	4	-	-	2	2	2	-	-	-	4	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	4
サービス業	129	27	102	114	4	11	30	99	63	5	31	-	122	7	-	-	-	-	92	22	-	38	37	37

(注) 多答式のため、「通学等の状況あり」の回答の合計は小計を上回る。

第6表 勤 続 年 数

(人)

区 分	計	6 か月未満	6 か月以上 1 年 未 満	1 年 以 上 2 年 未 満	2 年 以 上 3 年 未 満
計	(100.0) 475	(11.4) 54	(53.3) 253	(25.1) 119	(10.3) 49
建 設 業	95	11	58	21	5
製 造 業	140	13	59	43	25
卸売業，小売業	107	19	58	23	7
運 輸 ・ 通 信 業	4	—	1	2	1
サ ー ビ ス 業	129	11	77	30	11

第7表 就 職 経 路

(人)

区 分	計	公共職業安 定所の紹介	学校の紹介	新聞広告 等で応募	縁故・知人 等の紹介	そ の 他
計	(100.0) 475	(42.3) 201	(34.1) 162	(1.3) 6	(20.2) 96	(2.1) 10
建 設 業	95	47	35	1	11	1
製 造 業	140	44	62	2	30	2
卸売業，小売業	107	47	26	3	26	5
運 輸 ・ 通 信 業	4	3	1	—	—	—
サ ー ビ ス 業	129	60	38	—	29	2

第8表 就 職 前 の 状 況

(人)

区 分	計	有 業			無 業		
		小 計	他の事業 場で働い ていた	そ の 他	小 計	学校に通 っていた	そ の 他
計	(100.0) 475	(7.4) 35	(7.2) 34	(0.2) 1	(92.6) 440	(91.6) 435	(1.0) 5
建 設 業	95	6	6	—	89	88	1
製 造 業	140	8	7	1	132	132	—
卸売業，小売業	107	12	12	—	95	91	4
運 輸 ・ 通 信 業	4	—	—	—	4	4	—
サ ー ビ ス 業	129	9	9	—	120	120	—

第9表 転職回数

(人)

区 分	計	最初の 勤め先	転 職 あ り			
			小 計	1 回	2 回	3回以上
計	(100.0) 475	(92.4) 439	(7.6) 36	(6.1) 29	(1.1) 5	(0.4) 2
建 設 業	95	89	6	6	—	—
製 造 業	140	132	8	7	1	—
卸売業、小売業	107	94	13	9	3	1
運輸・通信業	4	4	—	—	—	—
サービス業	129	120	9	7	1	1

第10表 労働条件の明示の有無及び労働契約の方法

(人)

区 分	計	労働条件の明示				労働契約の方法		
		あ り	一部あり	な し	不 明	書 面	口 頭	不 明
計	(100.0) 475	(85.7) 407	(9.3) 44	(4.6) 22	(0.4) 2	(42.3) 201	(57.5) 273	(0.2) 1
建 設 業	95	75	11	9	—	40	55	—
製 造 業	140	133	4	3	—	81	58	1
卸売業、小売業	107	88	15	2	2	40	67	—
運輸・通信業	4	4	—	—	—	4	—	—
サービス業	129	107	14	8	—	36	93	—

第11表 年齢証明書の備付け状況（事業場票）

区 分	計	あ り	一部あり	な し	不 明
計	(100.0) 288	(62.2) 179	(2.4) 7	(34.7) 100	(0.7) 2
建 設 業	58	31	2	25	—
製 造 業	78	60	2	16	—
卸売業、小売業	70	36	2	30	2
運輸・通信業	3	3	—	—	—
サービス業	79	49	1	29	—

第12表 就業形態

(人)

区 分	計	就業時間 が一定し ている	交 替 制 (あるいは、 早出・遅出)	フレックス タ イ ム 等	就業時間が 一定してい ない	不 明
計	(100.0) 475	(74.9) 356	(16.8) 80	(-) -	(8.0) 38	(0.2) 1
建 設 業	95	80	-	-	14	1
製 造 業	140	105	35	-	-	-
卸売業，小売業	107	68	27	-	12	-
運 輸 ・ 通 信 業	4	1	-	-	3	-
サ ー ビ ス 業	129	102	18	-	9	-

第13表 所定労働時間

(人)

区 分	計	6時間以下	6時間を 超え8時 間未満	8 時 間	8時間を 超える	不 明
計	(100.0) 475	(2.5) 12	(35.2) 167	(37.3) 177	(19.6) 93	(5.5) 26
建 設 業	95	1	25	56	12	1
製 造 業	140	-	83	48	9	-
卸売業，小売業	107	2	27	44	29	5
運 輸 ・ 通 信 業	4	-	1	3	-	-
サ ー ビ ス 業	129	9	31	26	43	20

第14表

(4)

区分	いっせいに休憩する										交替で休憩する										その他														
	労働時間					労働時間					労働時間					労働時間																			
	小					計					小					計																			
	6時間以下		6時間を超え8時間未満		8時間を超える	6時間以下		6時間を超え8時間未満		8時間を超える	6時間以下		6時間を超え8時間未満		8時間を超える	6時間以下		6時間を超え8時間未満		8時間を超える															
	45分未満	45分以上60分未満	60分以上	不	明	45分未満	45分以上60分未満	60分以上	不	明	45分未満	45分以上60分未満	60分以上	不	明	45分未満	45分以上60分未満	60分以上	不	明	45分未満	45分以上60分未満	60分以上	不	明										
計	(100) 475	(57.5) 273	—	8	—	9	35	72	1	13	103	—	5	—	24	2	(37.1) 176	—	2	1	1	2	12	34	2	1	5	53	1	14	3	40	5	(25) 12	(29) 14
建設業	(100) 95	(97.7) 93	—	1	—	—	—	25	—	1	—	—	—	11	—	(1.1) 1	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	(1.1) 1	
製造業	(100) 140	(80.0) 112	—	—	—	2	35	32	—	—	13	25	—	5	—	(20.0) 28	—	—	—	—	—	—	10	4	—	—	2	8	—	1	—	3	—	—	
卸売業 小売業	(100) 107	(26.2) 28	—	2	—	4	—	6	1	—	—	7	—	—	7	1	(69.1) 74	—	—	—	—	2	2	12	—	1	3	32	1	1	1	19	—	(4.7) 5	
運輸・ 通信業	(100) 4	(25.0) 1	—	—	—	—	—	—	—	—	—	1	—	—	—	(75.0) 3	—	—	—	—	—	—	—	—	1	—	—	2	—	—	—	—	—	—	
サービス業	(100) 129	(30.2) 39	—	5	—	3	—	9	—	—	—	15	—	—	6	1	(54.3) 70	—	2	1	1	—	—	—	17	2	—	—	11	2	18	5	(9.3) 12	(6.2) 8	

第15表 週休制の形態

(人)

区 分	計	週 休 1日制	週休1 日半制	週 休 2 日 制						その他
				小 計	完 全	月3回	隔 週	月2回	月1回	
計	(100.0) 475	(66.1) 314	—	(24.6) 117	(5.1) 24	(1.1) 5	(3.2) 15	(4.6) 22	(10.7) 51	(9.3) 44
建 設 業	95	83	—	—	—	—	—	—	—	12
製 造 業	140	59	—	72	21	5	12	17	17	9
卸売業、小売業	107	75	—	14	—	—	1	5	8	18
運輸・通信業	4	3	—	—	—	—	—	—	—	1
サ ー ビ ス 業	129	94	—	31	3	—	2	—	26	4

第16表 祝・祭日の状況

(人)

区 分	計	ほとんど休み	一 部 休 み	休 みな し
計	(100.0) 475	(33.9) 161	(13.7) 65	(52.4) 249
建 設 業	95	9	17	69
製 造 業	140	89	23	28
卸売業、小売業	107	17	10	80
運輸・通信業	4	1	—	3
サ ー ビ ス 業	129	45	15	69

第17表の1 請求可能年次有給休暇日数(昭和53年1年間)

(人)

区 分	計	勤続年数に関係あり						勤続年数に関係なし					知 ら な い	不 明	1休 入暇 平日 均数
		小 計	0 日	1 ～ 5 日	6 日	7 日 以 上	不 明	小 計	0 日	1 ～ 5 日	6 日	7 日 以 上			
計	(1000) 169	(63.3) 107	(15.4) 26	(12.4) 21	(14.8) 25	(17.2) 29	(3.6) 6	(0.6) 1	(0.6) 1	—	—	—	(34.3) 58	(1.8) 3	6.6日
産 業	建 設 業	26	5	3	—	—	2	1	1	—	—	—	19	1	—
	製 造 業	68	56	9	9	14	4	—	—	—	—	—	11	1	7.0
	卸売業、小売業	29	19	4	7	6	2	—	—	—	—	—	9	1	4.5
	運輸・通信業	4	4	3	—	—	1	—	—	—	—	—	—	—	9.0
	サ ー ビ ス 業	42	23	7	5	5	6	—	—	—	—	—	19	—	7.6
勤続年数	1 年 未 満	118	68	25	20	9	9	5	1	1	—	—	47	2	5.6
	1年以上2年未満	50	38	1	1	16	19	1	—	—	—	—	11	1	7.7
	2年以上3年未満	1	1	—	—	—	1	—	—	—	—	—	—	—	7.0

(注) 昭和54年1月1日以後に対象事業場に就職した者306人を除く。

第17表の2 年次有給休暇の利用状況(昭和53年1年間)

(請求可能年次有給休暇のある者=100%)

区 分		計	利 用 日 数					年次有給 休暇利用率
			0 日	1～6日	7日以上	不 明	1人平均 利用日数	
計		(100.0) 142	(51.4) 73	(40.8) 58	(7.0) 10	(0.7) 1	2.2日	33.3%
産 業	建設業	22	19	1	1	1	0.5	—
	製造業	59	19	32	8		3.2	45.7
	卸売業,小売業	25	10	15	—		2.5	55.6
	運輸・通信業	1	—	1	—		6.0	66.7
	サービス業	35	25	9	1		1.2	15.8
勤続 年数	1年未満	92	58	27	6	1	1.5	26.8
	1年以上2年未満	49	15	30	4		3.3	42.9
	2年以上3年未満	1	—	1	—		6.0	85.7

(注) 第17表の1において請求可能年次有給休暇のあった者を対象とした。

第18表 法定時間外労働の有無(前月1か月間)

(人)

区 分	計	残 業 し た									残業 しな い	不明
		小 計	月 間				1 日 平 均					
			1～ 5日	6～ 10日	11日 以上	不 明	2時間 以下	2時間 を超え 4時間 未満	4時間 を超え 不 明			
計	(100.0) 475	(31.8) 151	(15.2) 72	(4.8) 23	(8.6) 41	(3.2) 15	(24.0) 114	(4.8) 23	—	(2.9) 14	(68.0) 323	(0.2) 1
建 設 業	95	38	19	6	9	4	35	2	—	1	56	1
製 造 業	140	17	11	2	4	—	14	3	—	—	123	—
卸売業，小売業	107	45	16	4	20	5	28	10	—	7	62	—
運 輸 ・ 通 信 業	4	1	1	—	—	—	1	—	—	—	3	—
サ ー ビ ス 業	129	50	25	11	8	6	36	8	—	6	79	—

第19表 深夜業の有無（前月1か月間）

（人）

区 分	計	深夜業をした	深夜業をしない
計	(100.0)	(5.1)	(94.9)
建設業	475	24	451
製造業	95	—	95
卸売業，小売業	140	2	138
運輸・通信業	107	11	96
サービス業	4	1	3
	129	10	119

第20表 法定休日労働の有無（前月1か月間）

（人）

区 分	計	休日労働をした					休日労働 をしない	不 明
		小 計	1 日	2 日	3 日	4日以上		
計	(100.0)	(112)	(5.3)	(4.4)	(0.8)	(0.6)	(88.6)	(0.2)
	475	53	25	21	4	3	421	1
建設業	95	26	14	12	—	—	69	—
製造業	140	7	2	4	1	—	132	1
卸売業，小売業	107	7	4	1	—	2	100	—
運輸・通信業	4	—	—	—	—	—	4	—
サービス業	129	13	5	4	3	1	116	—

第21表 危険有害業務

これは、調査果が対象事業場における年少労働者に面接聴取した結果、危険有害業務に従事していると見られたものを集計した。
従って、必ずしも作業現場自体を確認したわけではない。

産業	職 種	事 項	件 数	このほか、職業訓練生による件数
建設業	大工、大工見習	丸のこ盤	10	4
	"	手押しかんな盤	8	3
	"	高所作業	2	
	"	さく岩機		1
	左官、左官見習	高所作業	6	2
	"	ウィンチ	1	
	"	ベルトコンベアー		2
	タイル張工	高所作業		2
	塗装工、塗装工見習	高所作業	2	
	"	有機溶剤(注)		2
製造業	防水工	高所作業	1	
	起重機運転工	起重機運転	2	
	半導体製造工	ふっ化水素酸	1	
	金属プレス工	プレス機械	2	
	木工	手押しかんな盤	2	
	木製家具・建具製造工	丸のこ盤	2	2
	"	手押しかんな盤	2	
サービス業	ガラス製品成形上	高温作業	2	
	塗装工(自動車整備)	有機溶剤(注)	1	
	板金工(自動車整備)	ガス溶接(無資格)	1	
小卸売業	看護婦	エックス線		2
	販売店員	L P ガス充てん	2	
合 計			47	20

(注) 化学物質名は不明である。

第22表 安全衛生教育の有無

(%)

区 分	計	受 け た	受 け ない	不 明
計	(100.0) 475	(50.7) 241	(48.0) 228	(1.3) 6
建 設 業	95	37	58	—
製 造 業	140	95	41	4
卸売業，小売業	107	50	55	2
運 輸 ・ 通 信 業	4	4	—	—
サ ー ビ ス 業	129	55	74	—

第23表 健康診断の有無

(%)

区 分	計	採 用 時			採 用 後		
		受けた	受けない	不 明	受けている	受けていない	不 明
計	(100.0) 475	(48.6) 231	(50.3) 239	(1.1) 5	(55.2) 262	(44.0) 209	(0.8) 4
建 設 業	95	26	67	2	33	61	1
製 造 業	140	84	56	—	89	49	2
卸売業，小売業	107	44	63	—	55	51	1
運 輸 ・ 通 信 業	4	4	—	—	3	1	—
サ ー ビ ス 業	129	73	53	3	82	47	—

第24表 中学卒初任給（事業場票）

区 分	計	初 任 給 別					不 明	最 低	最 高
		6万円 未 満	6万円 以 上 7万円 未 満	7万円 以 上 8万円 未 満	8万円 以 上 9万円 未 満	9万円 以 上			
計	(100.0) 288	(12.2) 35	(40.6) 117	(27.4) 79	(11.8) 34	(2.4) 7	(5.6) 16	(住込)円 35,000	円 125,000
建 設 業	58	11	20	12	10	2	3	48,000	125,000
製 造 業	78	1	38	30	6	1	2	58,750	90,000
卸売業，小売業	70	9	20	21	12	3	5	(住込) 35,000	95,000
運 輸 ・ 通 信 業	3	—	1	2	—	—	—	69,000	73,200
サ ー ビ ス 業	79	14	38	13	6	—	8	(住込) 36,000	88,800

第25表 賃金の使途

(人)

区 分	計	親 元 (MA)			計	親 元 以 外 (MA)				
		家計に 入れる	全 部 自由 に 使 う	一部貯 金する		親 に 仕送り する	自分の生活費に当てる			一部を 貯す 金
							小 計	賃 金 のほと んど	賃金の 一 部	
計	(100.0) 172	(83.1) 143	(18.0) 31	(73.8) 127	(100.0) 303	(17.2) 52	(90.8) 275	(34.7) 105	(56.1) 170	(86.8) 263
建 設 業	23	20	5	16	72	14	59	24	35	62
製 造 業	68	56	12	48	72	20	70	24	46	59
卸売業，小売業	49	38	9	39	58	11	52	22	30	50
運 輸 ・ 通 信 業	2	1	1	1	2	1	2	—	2	2
サ ー ビ ス 業	30	28	4	23	99	6	92	35	57	90

(注) 多答式のため、「親元」及び「親元以外」の回答の合計は100%を上回る。

第26表 勤労青少年ホームの認識と利用状況

(人)

区 分	計	知 っ て い る			知らない
		小 計	利用している	利用して いない	
計	(100.0) 475	(21.3) 101	(1.5) 7	(19.8) 94	(78.7) 374
建 設 業	95	21	1	20	74
製 造 業	140	36	4	32	104
卸売業、小売業	107	19	1	18	88
運 輸 ・ 通 信 業	4	3	—	3	1
サ ー ビ ス 業	129	22	1	21	107

第27表 将来の希望

(人)

区 分	計	この事業場で今後働きたい					いずれはやめたい					わから ない		
		小 計	できる だけ高 い地位 につ きたい	地位よ りも仕 事の専 門家に なりた い	何も考 えてい ない	不 明	小 計	自立し たい	他の事 業場へ 変わ りたい	進 学 し た い				
										小 計	全日 制高 校		短大・ 大学	専修・ 各種 学校等
計	(100.0) 475	(37.7) 179	(3.6) 17	(19.8) 94	(14.1) 67	(0.2) 1	(41.5) 197	(16.4) 78	(13.1) 62	(4.4) 21	(2.1) 10	(2.3) 11	(7.8) 37	(20.8) 99
建設業	95	37	2	22	13	—	32	18	6	2	1	1	6	26
製造業	140	45	6	11	28	—	59	5	24	11	7	4	19	36
卸売業、小売業	107	38	4	20	14	—	46	27	13	1	—	1	5	23
運輸・通信業	4	2	—	2	—	—	2	—	2	—	—	—	—	—
サービス業	129	57	5	39	12	1	58	27	17	7	2	5	7	14

第28表 年少労働者の定時制高校生・通信教育生の有無(事業場別)

区分	計	あ	り	なし
計	(1000)	(55.6)	160	(44.4)
建設業	288	33	—	25
製造業	78	55	11	23
卸売業、小売業	70	—	—	59
運輸・通信業	3	—	—	3
サービス業	79	61	—	18

第29表 定時制高校生等に対する通学時間の配属の有無・種類（事業場票）

区 分	配 慮 あ り (MA)															配 慮 な し					
	小 計	労 働 時 間 の 配 慮						学 校 行 事 に 対 す る 配 慮				企 業 内 奨 学 金 制 度 あ り	そ の 他								
		小 計	通 常 1 日 に つ き				そ の 他	不 明	経 済 措 置					小 計	特 別 休 暇		年 次 有 給 休 暇	そ の 他			
			30分未 満	30分 超え60 分未満	60分を 超え90 分未満	90分 以上			振替 有給	そ の 他 代 替	不 明										
計	150	127	85	19	17	1	10	33	5	61	4	17	3	95	34	42	19	14	61	(20.5)	33
		(79.4)	(53.1)	(11.9)	(10.6)	(0.6)	(6.3)	(20.6)	(31)	(38.1)	(2.5)	(10.6)	(1.9)	(59.4)	(21.3)	(26.3)	(11.9)	(8.8)	(38.1)		

（注）多答式のため、「配属あり」の回答の合計は小計を上回る。

V 年少労働者（児童）労働実態事例調査調査票

第1 事業場に関する基本的事項

1. 事業場の概要

（事）

納入少年室名	
調査実施年月日	
調査実施場所	
調査者氏名	
面接者職氏名	

(1) 事業場名	(5) 就業規則	1. あり	2. なし
(2) 所在地	(6) 労働組合	1. あり	2. なし
(3) 代表者氏名	(7) 労働協約	1. あり	2. なし
(4) 産業名 （事業経）	(8) 規模	イ 5人未満 ロ 5人～29人 ハ 30人～99人 ヘ 100人以上	ニ 100人～299人 ホ 300人～999人 ヘ 1,000人以上

2. 労働者数・年少労働者数等

(1) 労働者数・年少労働者数

区分	① + ②	③ 常用労働者	④ 日雇・臨時労働者
	年少労働者	年少労働者	年少労働者
計	人	人	人
男			
女			

(2) 定時制高校生・通信教育生の有無

イ. あり（ ）人
ロ. なし

(3) 15歳未満の児童の使用の有無

イ. あり（ ）人
ロ. なし

3. 年少労働者の就労している職種

職種名	就労している年少労働者数			主な仕事の内容
	計	男	女	
	人	人	人	
計				

4. 年少労働者の就・離職状況

(1) 就・離職者数

区分	就職者数	離職者数					
		新規 中途者	計	動 態		期 別	
				3か月 未満	3か月以上 6か月未満	6か月以上 1年未満	1年以上 3年未満
計	人	人	人	人	人	人	人
男							
女							

(2) 年少労働者の採用経路

イ 公共職業安定所

ロ 学校

ハ 新聞広告等

ニ 縁故・知人等

ホ その他（ ）

(3) 採用者の職種

(4) 離職者の主な理由

5. 年少労働者の居住状況

区分	親元	親元を離れている	
		寄宿舎・寮	アパート、間借り下宿
計	人	人	人
男			
女			

第2 年少労働者に関する基本的事項

(年)

項目		年少労働者(A)		年少労働者(B)	
		イ 男	ロ 女	イ 男	ロ 女
		() 歳		() 歳	
1. 年少労働者の属性	(1) 性別				
	(2) 年齢				
	(3) 学歴及び学年	年少労働者 イ 中学校卒業 ロ 高校中退 ハ その他()年	学童・生徒 イ 小学校()年 ロ 中学校()年	年少労働者 イ 小学校()年 ロ 中学校()年	学童・生徒 イ 小学校()年 ロ 中学校()年
	(4) 居住状況	イ 親元 ロ 親元を離れている→ (イ) 寄宿舎・寮 (ロ) アパート・下宿・間借 (ハ) 住込み()畳()人 (ニ) その他()		イ 親元 ロ 親元を離れている→ (イ) 寄宿舎・寮 (ロ) アパート・下宿・間借 (ハ) 住込み()畳()人 (ニ) その他()	
2. 就職時期等	(5) 片道の通勤時間	イ 30分まで ロ 30分を超え1時間未満 ハ 1時間を超え1時間30分未満 ニ 1時間30分を超え2時間未満 ホ 2時間を超える		イ 30分まで ロ 30分を超え1時間未満 ハ 1時間を超え1時間30分未満 ニ 1時間30分を超え2時間未満 ホ 2時間を超える	
	(6) 通学等の状況 (学童・生徒の場合を除く)	イ あり→ (イ) 定時制高校 (ロ) 職業訓練校 (ハ) 専修学校・各種学校 (ニ) 通信教育 ロ なし		イ あり→ (イ) 定時制高校 (ロ) 職業訓練校 (ハ) 専修学校・各種学校 (ニ) 通信教育 ロ なし	
	(1) この事業場に入ったのはいつですか	イ 中学卒業と同時に入った()年()月()日 ロ ()年()月()日に入った		イ 中学卒業と同時に入った()年()月()日 ロ ()年()月()日に入った	
	(2) 勤続年数	()年()か月		()年()か月	
3. 就職経路 この事業場へはどのような方法で入りましたか。	(1) 公共職業安定所の紹介 (2) 学校の紹介 (3) 新聞広告等で応募 (4) 縁故・知人等の紹介 (5) その他()		(1) 公共職業安定所の紹介 (2) 学校の紹介 (3) 新聞広告等で応募 (4) 縁故・知人等の紹介 (5) その他()		
	(1) 有業→ (イ) 他() (ロ) 学校の事業場で働いていた (ハ) 学校に通っていた→ (ニ) 失業→()月間 ハ 家事手伝い ニ その他()		(1) 有業→ (イ) 他() (ロ) 学校の事業場で働いていた (ハ) 学校に通っていた→ (ニ) 失業→()月間 ハ 家事手伝い ニ その他()		
4. 就職前の状況 この事業場に入る直前はどのようにしていましたか。	(1) 小学校 (2) 中学校 (3) 専修学校 (4) 各種学校		(1) 小学校 (2) 中学校 (3) 専修学校 (4) 各種学校		
	(1) 小学校 (2) 中学校 (3) 専修学校 (4) 各種学校		(1) 小学校 (2) 中学校 (3) 専修学校 (4) 各種学校		
5. この事業場は何回目の職場ですか。	()回目		()回目		
	()回目		()回目		
6. 仕事の内容	()回目		()回目		
	()回目		()回目		

第3 就労形態・労働条件の実情 (事) (年)

項	目	事業場	年少労働者 (A)	年少労働者 (B)
1. 労働契約等		(1) 労働条件の明示 イ ☐ あり ☐ 一部あり ☐ なし (2) 労働契約の方法 イ ☐ 書面 ☐ 口頭	(1) 労働条件の明示 イ ☐ あり ☐ 一部あり ☐ なし (2) 労働契約の方法 イ ☐ 書面 ☐ 口頭	(1) 労働条件の明示 イ ☐ あり ☐ 一部あり ☐ なし (2) 労働契約の方法 イ ☐ 書面 ☐ 口頭
		(3) 年齢証明書の備付状況 イ ☐ あり ☐ 一部あり ☐ なし (4) 使用許可の有無 イ ☐ あり ☐ 一部あり ☐ なし		
	(1) 始業・終業	イ 就業時間が一定している 始業() 終業() ロ 交替制(あるいは早出・遅出) 始業() 終業() 始業() 終業() 始業() 終業() ハ フレックスタイム等 () ニ 就業時間が一定していない (イ) 内容() 時間() (ロ) 拘束時間の最も長い日() 時間()	イ 就業時間が一定している 始業() 終業() ロ 交替制(あるいは早出・遅出) 始業() 終業() 始業() 終業() 始業() 終業() ハ フレックスタイム等 () ニ 就業時間が一定していない (イ) 内容() 時間() (ロ) 拘束時間の最も長い日() 時間()	イ 就業時間が一定している 始業() 終業() ロ 交替制(あるいは早出・遅出) 始業() 終業() 始業() 終業() 始業() 終業() ハ フレックスタイム等 () ニ 就業時間が一定していない (イ) 内容() 時間() (ロ) 拘束時間の最も長い日() 時間()
	(2) 休憩	イ いっせいに休憩する 計() 分() ロ 交替で休憩する 計() 分() イ 1日() 時間() 分() ロ 労働協約等で週又は月・年で定めのある場合 内容()	イ いっせいに休憩する 計() 分() ロ 交替で休憩する 計() 分() イ 1日() 時間() 分() ロ 労働協約等で週又は月・年で定めのある場合 内容()	イ いっせいに休憩する 計() 分() ロ 交替で休憩する 計() 分() イ 1日() 時間() 分() ロ 労働協約等で週又は月・年で定めのある場合 内容()
2. 労働時間等	(3) 所定労働時間	イ 週休1日制 ロ 週休1日半制 ハ 週休2日制 ニ その他() (イ) 完全 (ロ) 月3回 (ハ) 隔週 (ニ) 月2回 (イ) 月1回	イ 週休1日制 ロ 週休1日半制 ハ 週休2日制 ニ その他() (イ) 完全 (ロ) 月3回 (ハ) 隔週 (ニ) 月2回 (イ) 月1回	イ 週休1日制 ロ 週休1日半制 ハ 週休2日制 ニ その他() (イ) 完全 (ロ) 月3回 (ハ) 隔週 (ニ) 月2回 (イ) 月1回
	(1) 週休制	イ 週休1日制 ロ 週休1日半制 ハ 週休2日制 ニ その他() (イ) 完全 (ロ) 月3回 (ハ) 隔週 (ニ) 月2回 (イ) 月1回	イ 週休1日制 ロ 週休1日半制 ハ 週休2日制 ニ その他() (イ) 完全 (ロ) 月3回 (ハ) 隔週 (ニ) 月2回 (イ) 月1回	イ 週休1日制 ロ 週休1日半制 ハ 週休2日制 ニ その他() (イ) 完全 (ロ) 月3回 (ハ) 隔週 (ニ) 月2回 (イ) 月1回
3. 休日	(2) 祝・祭日	イ はとんど休み ロ 一部休み ハ 休みなし	イ はとんど休み ロ 一部休み ハ 休みなし	イ はとんど休み ロ 一部休み ハ 休みなし

項 目	事 業 場	年 少 労 働 者 (A)	年 少 労 働 者 (B)
4. 年 次 有 給 休 暇	(1) 入社後 ☐ イ 5か月未満 () 日 ☐ ロ 5か月以上1年未満 () 日 ☐ ハ 1年以上2年未満 () 日 ☐ ニ 2年以上3年未満 () 日 (2) 最長勤続 () 年 () 日 (3) 翌年への繰越し → ☐ イ あり → () 日 ☐ ロ なし	(1) ☐ イ 勤続年数に関係あり () 日 ☐ ロ 勤続年数に関係なし ☐ ハ 知らない (2) あなたは何日利用しましたか (昭和53年1年間) () 日	(1) ☐ イ 勤続年数に関係あり () 日 ☐ ロ 勤続年数に関係なし ☐ ハ 知らない (2) あなたは何日利用しましたか (昭和53年1年間) () 日
5. 時外労働 深夜業・休日労働	時間外労働の有無 (前月1か月間) ☐ イ あり → ☐ (イ) 年少労働者にさせている () ☐ ロ なし ☐ (ロ) 年少労働者にさせていない 深夜労働の有無 (前月1か月間) ☐ イ あり → ☐ (イ) 年少労働者にさせている () ☐ ロ なし ☐ (ロ) 年少労働者にさせていない 休日労働の有無 (前月1か月間) ☐ イ あり → ☐ (イ) 年少労働者にさせている () ☐ ロ なし ☐ (ロ) 年少労働者にさせていない	前月 (1か月間)、残業をしましたか ☐ イ した → ☐ (イ) 約 () 日 ☐ ロ 1日平均約 () 時間 ☐ ロ しない 前月 (1か月間)、深夜業をしましたか ☐ イ あり → ☐ (イ) () 日間 () 時間 ☐ (ロ) うち最も長かった時間 () 時間 午前 () 時 午後 () 時 ☐ ロ ない 前月 (1か月間)、休日労働をしましたか ☐ イ した → () 日 ☐ ロ 理由 () ☐ ロ しない	前月 (1か月間)、残業をしましたか ☐ イ した → ☐ (イ) 約 () 日 ☐ ロ 1日平均約 () 時間 ☐ ロ しない 前月 (1か月間)、深夜業をしましたか ☐ イ あり → ☐ (イ) () 日間 () 時間 ☐ (ロ) うち最も長かった時間 () 時間 午前 () 時 午後 () 時 ☐ ロ ない 前月 (1か月間)、休日労働をしましたか ☐ イ した → () 日 ☐ ロ 理由 () ☐ ロ しない
6. 危険有害業務	危険有害業務の有無 ☐ (1) あり → ☐ (イ) 年少労働者にさせている ☐ (2) なし ☐ (ロ) 年少労働者にさせていない	あなたの仕事は機械・器具・物質の取扱い等もしますか ☐ (1) する → それはどんな機械・器具・物質ですか (詳細に) ☐ (2) しない	あなたの仕事は機械・器具・物質の取扱い等もしますか ☐ (1) する → それはどんな機械・器具・物質ですか (詳細に) ☐ (2) しない
7. 安全衛生教育	安全衛生教育の実施の有無 ☐ (1) あり → ☐ イ 年少労働者に → ☐ (イ) 採用時 () 日間 ☐ 受けさせる () 日 ☐ (ロ) 採用後 () 年 () 日 ☐ 年少労働者に受けさせない、理由 () ☐ (2) なし	現在の仕事についてから、安全衛生上、仕事のやり方について説明や教育を受けましたか ☐ (1) 受けた → () 日 ☐ (2) 受けない () 時間	現在の仕事についてから、安全衛生上、仕事のやり方について説明や教育を受けましたか ☐ (1) 受けた → () 日 ☐ (2) 受けない () 時間

項 目	事 業 場	年 少 勞 働 者 (A)	年 少 勞 働 者 (B)
8. 健 康 診 断	健康診断の実施の有無 (1) あり → 「イ」 年少労働者 → { (イ) 採用時 者に受け させる (ロ) 採用後 (定期) 年少労働 者に受け させる } 年少労働者 → { (イ) 採用時 者に受け させる (ロ) 採用後 (定期) 年少労働 者に受け させる } (2) なし ※若年健康診断の実施の有無 (1) あり (2) なし	(1) 採用されるとき、健康診断を受けましたか イ 受けた ロ 受けない (2) その後、健康診断を受けていますか イ 受けている → 年 () 回 ロ 受けていない	(1) 採用されるとき、健康診断を受けましたか イ 受けた ロ 受けない (2) その後、健康診断を受けていますか イ 受けている → 年 () 回 ロ 受けていない
9. 賃 金	(1) 賃金に関する規定の有無 イ あり ロ なし (2) 賃金の支払い方法 { イ 直接本人 ロ その他 () } (3) 賃金形態と額 年少労働者A 年少労働者B イ 時間給 () 円 () 円 ロ 日給 () 円 () 円 ヘ 週給 () 円 () 円 ニ 月給 () 円 () 円 ホ 日給月給 () 円 () 円 ヘ その他 () 円 () 円 (4) 前月 (1か月間) 年少労働者A 年少労働者B の現金支給額 () 円 () 円 (5) 中学卒初任給 税込月額 () 円	(1) 賃金形態 イ 知っている (イ) 時間給 (ロ) 日給 (ヘ) 週給 (ニ) 月給 (ホ) 日給月給 (ヘ) その他 () ロ 知らない (2) 前月 (1か月間) の手取賃金額 () 円 (3) 前月 (1か月間) の就労日数 () 日	(1) 賃金形態 イ 知っている (イ) 時間給 (ロ) 日給 (ヘ) 週給 (ニ) 月給 (ホ) 日給月給 (ヘ) その他 () ロ 知らない (2) 前月 (1か月間) の手取賃金額 () 円 (3) 前月 (1か月間) の就労日数 () 日

第4 その他

項目	年少労働者 (A)		労働者 (B)	
	親元	親元以外	親元	親元以外
1. 資金の使途 (多答回答)	(1) 家計に入れる→資金の約()% (2) 全部自由に使う (主な使途) () (3) 一部貯金する	(1) 親に仕送りする→資金の約()% (2) 自分の生活費に当てる () (3) 一部貯金する	(1) 家計に入れる→資金の約()% (2) 全部自由に使う (主な使途) () (3) 一部貯金する	(1) 親に仕送りする→資金の約()% (2) 自分の生活費に当てる () (3) 一部貯金する
2. 勤労青少年ホームの認識と利用状況	児童のみ個別使途の内容() (1) 知っている→ () (2) 知らない			
3. 将来の希望	児童のみ個別使途の内容() (1) 知っている→ () (2) 知らない			

第5 勤労青少年福祉法に基づく措置

1. 定時制高校生等に対する通学時間の配慮

- (1) あり イ 通常1日()分の労働時間の配慮
- {(イ) 有給
(ロ) 振替・代替
(ハ) その他()}
- ロ 学校行事(運動会・修学旅行等)に対する配慮
- {(イ) 特別休暇
(ロ) 有給休暇
(ハ) その他()}
- ハ 企業内奨学金制度の有無
- {(イ) あり
(ロ) 内容
(ハ) なし}
- ニ その他(給食・入浴・通学への交通手段の便宜など)
- (2) なし

第6 事業主の意見

1. 年少労働者の最近の雇用動向と見通し
2. 労働条件に関する意見
3. 年少労働者の福祉(企業内・企業外・公共等)に関する意見
4. その他

第7 調査員所見

1. 労働条件で、労働基準法上、特に問題とみられる事項について(具体的に、箇条に記入すること。)
2. 年少労働者の職場環境や操作機械等で、安全衛生上特に問題とみられることについて
3. 賃金について(特に低額の場合、当該業種の最低賃金額との関連)
4. その他、職業上、生活上、福祉上の問題についての所見

記入要領

1. 一般的事項

- 回答欄に必要事項を記入するか、該当する回答事項の記号を○で囲む。
- () 内には必ず具体的回答を記入する。
- 調査対象期日（期間）は、調査実施日現在とする。ただし、Ⅰ-1、Ⅲ-4年少労働者欄については昭和53年1月1日から12月31日までの1年間とし、第3-5、第3-9「事業場欄」の(4)と「年少労働者欄」の(2)、(3)については前月1か月間（賃金締切日がある場合は賃金締切日以前1か月間。ただし、週給制の場合は4週間）とする。

2. 「第1事業場に関する基本的事項」とについて

- Ⅰ-⑴職業名は、日本標準産業分類（中分類）を記入しうえで、
- () 内に具体的な事業内容を記入する。
- 3職業種名は日本標準職業分類（小分類）を記入する。

3. 「第2年少労働者に関する基本的事項」について

- Ⅰ-⑵暦年齢は、調査実施日現在の満年齢を記入する。
- Ⅰ-⑶働片道の通勤時間は、交通機関の種類に關係なく所要時間の合計とする。
- 4開設場所の状況における(1)のイ他の事業場には兼業従事の場合も含む。

4. 「第3就労形態・労働条件の実情」について

- 本票で使用する用語は、労働基準法上の定義による。
- 事業場欄は、当該事業場関係者から聴取した年少労働者に関する実情を記入し、年少労働者欄には年少労働者から聴取した実情を記入する。その結果、両者の聴取内容に相違点が見られた場合には、事実を再確認して両

者の聴取内容を合致させることを基本とする。しかしながら、それが不可能な場合には、その原因の解明に努め、その結果を第7の調査員所見欄に記入する。

- 2-⑴①開始業・終業においては、早出・遅出がある場合にはその旨表記しうえで時刻を記入する。「フレックスタイム」は、一定の時間帯の中で、労働者が自ら選択した始業時刻から所定時間を働くものをいい、時間帯及び年少労働者の労働時間を記入する。
- 2-⑴②年少労働者欄 卒修学時間については、ラジオ・テレビ等に出候する15歳未満の児童・生徒のみについて聴取する。
- なお、文部省小学校学習指導要領による授業の1単位時間は45分を、また、同中学校学習指導要領による授業の1単位時間は50分を常例としている。
- 3-⑴①-⑴③欄における(1)「年少労働者にさせている」場合には、特記事項を()内に記入する。
- 8欄 差特殊健康診断に年少労働者が該当する場合には、年少労働者欄の余白にその内容を加える。
- 9-1年少労働者欄の②手取賃金額については、賞与・期末手当等特別給与を除く。

年少労働保護関係行政年表

年 月	事 項
昭和 21 年 11 月	日本国憲法公布（22. 5. 3 施行）
22 年 3 月	教育基本法公布、施行。学校教育法公布、施行。
4 月	労働基準法公布（法律第四十九号）
9 月	労働基準法施行、労働省設置、婦人少年局に年少労働課設置
11 月	女子年少者労働基準規則施行
11 月	第 1 回働く年少者の保護運動の実施
11 月	職業安定法公布（法律第百四十一号。施行 22. 12）
23 年 3 月	婦人少年局地方職員室発足
5 月	婦人少年問題審議会の設置
24 年 2 月	婦人少年問題審議会「年少労働者の労働条件と環境の改善向上に関する具体的方策について」答申（23 年 6 月に諮問）
26 年 1 月	婦人少年問題審議会「街頭において働く年少労働者に対して労働保護に関する法的措置を講ずる必要があるか否かの当否について」答申（25 年 7 月に諮問）
5 月	第 1 回働く少年少女の生活文募集
5 月	児童憲章制定
27 年 2 月	いわゆる人身売買対策についての具体的措置につき次官会議で決定
9 月	婦人少年局地方職員室から婦人少年室へ改組
29 年 3 月	婦人少年室協助員制度発足
7 月	女子年少者労働基準規則改正、施行
11 月	孤児、母子家庭児童等の就職援護に関する実施対策要綱の策定
12 月	三角定期券の実施
30 年 9 月	義務教育諸学校における不就学及び長期欠席児童生徒対策要綱の策定
12 月	婦人少年問題審議会 「年少労働者の保護福祉に関する建議」提出
32 年 4 月	勤労青少年ホームの第 1 号を愛知県に建設
33 年 5 月	職業訓練法公布（法律第百三十三号。 ^{注）} 新法の施行により 44 年全面改正）
5 月	年少労働者福祉員制度発足
6 月	最低年齢未満の長期欠席就労児童対策要綱の策定
34 年 4 月	最低賃金法公布（法律第百三十七号、34 年 5 月施行）

年	月	事 項
昭和 39 年	6 月	年少労働者のための産業カウンセリング制度の導入
41 年	2 月	婦人少年問題審議会年少労働部会 「年少労働に関する施策について」の報告書を提出
	7 月	勤労青少年運賃割引制度実施
42 年	5 月	婦人少年問題審議会年少労働部会「勤労青少年の余暇善用福祉施設のあり方について」報告書提出
	6 月	勤労青少年運賃割引制度の一部改正により適用拡大
	11 月	働く青少年の福祉運動（従来の働く年少者の保護運動の改称）の実施
43 年	8 月	婦人少年問題審議会 「今後における勤労青少年対策について」建議
44 年	3 月	「働く青少年手帳」の交付開始
	4 月	年少就職者相談員制度が発足
	7 月	職業訓練法公布（法律第六十四号）
45 年	3 月	婦人少年問題審議会 「勤労青少年福祉法案大綱について」答申（45.2 諮問）
45 年	5 月	勤労青少年福祉法の公布・施行
	7 月	第 1 回「勤労青少年の日」の実施
46 年	5 月	勤労青少年福祉対策基本方針の策定
	5 月	勤労青少年福祉推進者に関する省令の施行
47 年	3 月	年少労働者保護対策推進要綱の策定
48 年	6 月	勤労青少年ホーム設置及び運営についての望ましい基準制定（告示第 36 号）
51 年	5 月	第 2 次勤労青少年福祉対策基本方針の策定
52 年	3 月	勤労青少年福祉員（年少労働者福祉員の改称）推進要領制定
54 年	8 月	国際児童年、年少労働行政セミナーの開催（東南アジア 9 カ国参加）

